

第一議會会期の立憲自由党

——組織と政策の形成——

伊藤之雄

はじめに

第一議會は一八九〇年一月二五日に召集され、混乱はあつたが自由党の一部が政府との妥協にまわり、一八九一年度予算を成立させて翌年三月七日に閉会した。この議會は一八九〇年代の藩閥政府と政党の關係や、日本の立憲国家成立の特色、および近代政党の発達過程の特質を考ふるうえで重要であるが、概説書などで度々ふれられるにもかかわらず、未だに探究すべき課題が多く残されているように思われる。なかでも衆議院の第一党である立憲自由党と藩閥政府との關係の研究はとりわけ重要である。

その代表的な研究は第一議會にのぞんだ立憲自由党の構造的特質の分析をもとに、その後における藩閥政府と民党の接近から妥協・提携への必然性を説明しようとした鳥海靖氏の研究である。鳥海氏は自由党の構造的特質を、(一)党内の派閥性、なかんずくトップレベルの多頭性、(二)下部組織としての地方組織の弱体、とくに中央指導部との結びつきの弱さ、(三)院内組織と院外組織の二重構造からくる

両者の軋轢ととらえた。それらを克服するため、党幹部は党の統制をすするうえからも「地方名望家」に分配すべき利益の獲得の必要に迫られ一層政權への接近をめざすようになったこと、党の活動を敏活にするため党の一般的な政策決定——とくに院内活動——について少数の党幹部の手に集中したこと、こうした「中央集權化」にもかかわらず、党幹部のリーダーシップが常に不安定であつたことが、党幹部の政府への接近をさらに促進したこと等の見通しを示した。

鳥海氏は第一議會から第四議會（一八九二年一月二五日―九三年三月一日）までの流れを前提に以上の見解を出した。氏が主な分析の対象とし、本稿で直接の課題としている第一議會期に関しては、(一)立憲自由党創立後は院外黨員を背景とした大井憲太郎派が主導権を掌握したが、一八九一年一月一九―二〇日の党大会は大井派衰退の萌芽をはらみ、同年三月一九・二〇日の党大会は「板垣「退助」・星「亨」派」の党内におけるヘゲモニーの確立と大井派の敗北の決定的契機となつたこと、(二)「板垣・星派」の意図は、第一に党を代議士中心に改組して、党全体を院内政党化することによって従来

の二重構造的欠陥を解消し、第二に党の中央指導部を強化して、政策決定を少数の党幹部の手に集中することによって院内政党内部における党幹部の統一的リーダーシップを確立しようとするものであったこと等の考えを提示している¹⁾。

鳥海氏の研究は自由党の構造の問題に初めて本格的に取り組んだ画期的なもので、現在に至るまで高い評価を得ているが、幾つかの問題が残されている。

それは第一に、主に「自由新聞」「立憲自由新聞」等の政党機関紙の社説を史料として使った史料制約や、自由党の藩閥政府への接近の要因を党構造の矛盾から説明しようという視角にこだわらずに、第一議会期の立憲自由党の動向の分析が不十分であることである。たとえば、なぜ大井派が衰退し「板垣・星派」が党内のヘゲモニーを握ることができたのか、立憲自由党創立の約一ヶ月後に欧米から帰国したにすぎない星がどのような契機で板垣と連携し党内に勢力を得たのか、また星の政治構想は板垣と同じか、「板垣・星派」という分類でいいのか、それとも「星・板垣派」として星の主導権を評価すべきか等、自由党の構造や政策評価の基礎となる種々の事実が不明確である。また大井派と「板垣・星派」の対立と一八九一年三月の党大会以降の「板垣・星派」の主導権の確立を説明するための前提として提示された「板垣・星派」の党組織改革論を示す史料は、いずれも三月の党大会後の同年三月二十六日―一〇月二十五日までの機関紙等での彼らの主張で、三月の党大会までの星・板垣や

自由党の他の領袖たちの党組織構想の実態は十分な史料で論じられているとはいえない。

第二に、第一議会期とその後も大きな問題となった予算削減問題や条約改正問題等は立憲自由党の藩閥政府への接近にどのような関係を有しているのかが視野に入れられていない。

自由党(政党)の藩閥政府への接近の問題に関し坂野潤治氏は、鳥海氏と異なり明治憲法の機能に着目して、著書『明治憲法体制の確立』(東京大学出版会、一九七一年)を著した。その論理は、民党が衆議院で政費節減案を通過させても、藩閥系勢力が圧倒的に優勢である貴族院が減税法案を通過しなければ民力休養に結びつかないこと(地租軽減法案が第一・第三・第四議会で衆議院を通過したが貴族院を通らず)、藩閥の側も軍備を充実させてゆくためには、前年度予算の執行を保障した憲法七十一条や、軍人・官僚の定員削減を防ぐ同六十七条の規定(「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」)では不十分で前年度よりも増額された予算に対し衆議院の合意を得る必要があること等の理由で、民党と藩閥政府の両者に妥協・提携を求める気持が醸成された。第四議会期頃から提携の素地が確認されるようになり、日清戦争から戦後の第二次伊藤博文内閣と自由党との提携がまず成立し、以降類似した形の提携が展開するということである。坂野氏の論理によると第一議会期の分析はさほど重要でなく、初期

議會期の政治史の通説として定着しているといえる前掲書でも憲法六十七条の解釈をめぐる問題に関連させて約三ページほど触れている程度である。坂野氏は近著で六十七条解釈をめぐる問題を深めている。氏によると六十七条問題に対する衆議院側の態度には硬軟二派があった。その一つは、第六十七条の政府の「同意」云々は議会の決議を拘束するものではない、同意・不同意は政府が決めればよい、という主張であった。これは立憲改進黨や立憲自由党の考え方であり、六十七条問題での政府との対立をいっそう深めて議會解散・予算不成立に追い込もうとするものであった。もう一つは、衆議院の予算査定案を最終的に決定する前に、政府に「同意」を求め、不同意の場合には再考しようというものであった。大成会・無所属の主張していた立場である。²坂野氏は別著で、第一議會の自由党内には前者の立場をとる中江兆民に代表される自由党左派の理想主義路線と、後者の立場をとる現実主義路線の対立があり、現実主義路線をとる側が政府との妥協を求める行動をとったため自由党左派は議會で敗北したと補足した。³坂野氏の第一議會の理解についても幾つかの疑問が残る。

第一に、第一議會をめぐる議會内の対立を、憲法六十七条の「同意」が議会の決議を拘束するかどうかの解釈上の対立で理解しようとしているが、この問題が第一議會の会期中の自由党内で関心を集めだすのは一月七日に弥生倶楽部や二七会で査定案支持論が公表される頃からであり、大きな問題となるのは自由党内が政府予算を大

幅に削減しようという衆議院予算委員会の査定案支持にはほぼ固まった一八九一年一月末からである。したがって、むしろ初めに藩閥政府や予算への対応をめぐる党内に対立があり、それが一応の決着をみたとき、戦術として重視されたのが憲法六十七条の解釈問題で、解釈問題を軸にして第一議會を十分に理解することはむづかしいと思われることである。⁴

第二に、坂野氏は自由党の権力構造や第一議會の政治過程の分析を行っていないので、中江兆民に代表される自由党左派が政治勢力として結集し政策を推進するどのような実態をもっていたのか曖昧であることである(筆者は本稿で中江兆民は立憲自由党の代議士中の著名な理論家の一人であるが、立憲自由党内をリードする権力を持った領袖の一人ではないことを示す)。

第三に坂野氏も条約改正問題を視野に入れていないが、それは捨象できる問題か否かということである。

本稿では従来十分に使用されていない未公開・公開の種々な史料を使ってまず第一議會前・後の政治過程や自由党の権力構造や政策に関連する基礎的事実を再確定する。そのうえに立ち冒頭で述べた初期議會期の諸問題を考察する一段階として第一議會期の立憲自由党の構造と動向について検討したい。これによって、従来十分にとらえられていなかった星亨の自由党掌握の過程と、星のリードにより自由党の組織と政策が形成されてゆく過程とが、明らかにされるであろう。

ところで本稿では東京大学法学部近代日本法政史料センター原史料部がマイクロフィルムとして所蔵している「中山寛六郎関係文書」中の、警視總監(又は代理としての警視副總監)からの山県有朋首相宛の政党の動向等に関する膨大な量の「探聞」を初めて使用し、政党の動向を詳細に分析した。「探聞」は山県首相が政党の動きを探知するため提出させた、警視庁が警察力を使って集めた密偵による日々の秘密情報で、警察官の情報収集力の不足からくる誤解はあるにしても、当局者による「探聞」情報の操作はほとんど考えられない。政党内部の当事者による一次史料が不足している現在、他の政党関係の史料と合わせて史料批判を行ったうえで「探聞」を史料として使うことは研究上有用であると思われる。

なお、「探聞」がこれまでの研究で使用されなかった理由としては、「中山寛六郎関係文書」が整理され目録が完成したのが一九八七年一月と比較的近年のことであること、「探聞」が山県首相の秘書官であった必ずしも有名でない中山寛六郎の関係文書の膨大な一部として残ったため近代史研究者の間にほとんど注目されなかったこと、「探聞」の情報内容が日々の微細な政党等の動きであり、同時代の当局者とはほぼ類似した知識がないとそれを十分に理解できず史料として活用しにくいことなどが考えられる。

(1) 鳥海靖「初期議会における自由党の構造と機能」(『歴史学研究』二五五号、一九六一年七月)。その他、小山博也「(立憲)自由党

の組織とそれをめぐる論争——総理板垣退助とその周辺——」

(『埼玉大学紀要社会科学部編』七号、一九五九年三月、のち同『明治政党組織論』、東洋経済新報社、一九六七年、に収録)、升味準之輔『日本政党史論』第二卷(東京大学出版会、一九六六年)一六三―一八一頁、的場敏博「明治の政党とリーダーシップ——星亨と自由党——」(『法学論叢』一〇四巻五号、一九七九年二月)、有泉貞夫「星亨」(朝日新聞社、一九八三年)一四九―一五九頁、村瀬信一「第一議会と自由党——『土佐派の裏切り』考——」(『史学雑誌』九五編二号、一九八六年二月)、河西英通「大井憲太郎と初期議会自由党——組織改革をめぐる——」(『歴史評論』四四三号、一九八七年三月)等がある。

(2) 坂野潤治「初期議会期の内政と外交」(大久保利謙他編『日本歴史大系』四巻、山川出版社、一九八七年)六七〇―六七七頁。

(3) 坂野潤治「大系日本の歴史・13近代日本の出発」(小学館、一九八九年)一六九―一七三頁。

(4) 一九九一年一月三〇日自由党代議士総会は査定案支持を可決した(本稿第三章)。「自由新聞」は旧愛国公党系の自由党機関紙であったが中江兆民も筆を執っており、同年一月三〇日より二月上旬にかけて「憲法第六七条に対する第二の疑問」を連載した(『自由新聞』一九九一年一月三〇日、二月三日、二月四日、二月五日、二月六日、二月一日、名古屋大学法学部所蔵マイクロフィルム、東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵のものと同じ)。憲法六十七条の解

釈は、「曩には既定歳出の事項、端なく朝野の問題となりて、一時文壇の喧囂を極めたることありしが、今や、議会が実際に予算を討議せんとするに当りて、更らに幾多の問題を事実に、特別的に併発せんとするの傾きなきにあらず」(「自由新聞」一八九一年一月三〇日)と、一月末にいたり初めて「文壇」の学術的問題から本格的な政治運用の問題として再び取り上げられるようになってきたのである。なお山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞(一八九一年一月八日)によると「予算委員カ其査定書通り政府ヲシテ実施セシメントスルノ手續キニ就テハ未タ議論一定セサルモノアリ、即チ憲法六十七条ノ政府ノ同意ヲ得ル云々ニ付、甲ハ全院委員会ニ於テスヘシト云ヒ、乙ハ本会ノ第二読会ニ於テスヘシト云ヒ、丙ハ敢テ同意ヲ得ルノ必要ナシ直ニ確定議ヲ為スヘシト云フ」。

第一章 立憲自由党の創立

1、愛国公党・大同倶楽部・自由党の合同への動き

一八八九年三月二二日後藤象二郎が黒田清隆内閣の通信大臣として入閣すると、盟主を失った大同団結運動は四月末に分裂、河野広中らは大同倶楽部を、大井憲太郎らは大同協和会を結成した。翌年に議会開設を控え同年一〇月、板垣退助はこの分裂状態を解消しよ

うとして、河野広中と大井憲太郎に、かつて自由民権運動に従事した同志的結合を基礎とした政党結成を訴えた¹⁾。こうして一二月一十九日大阪市で旧友大懇親会を開いたが、板垣の構想は実現できず、とりあえず板垣直系を中心に愛国公党を組織することになった。その後、一八九〇年二月六日に神戸市で愛国公党成立の趣旨を賛助拡張するため、植木枝盛(高知県)や兵庫県の活動家たちを常議員として関西クラブが作られ、三月に政綱が討議され、四月一日には四月二五日に結党式を挙行することが決められた。この結党式は後述する大同倶楽部や自由党との合同問題のため延期されたが、四月二三日には東京市に愛国公党設置事務所が置かれた²⁾。

五月五日愛国公党は結党式をさらに延期し創立大会のみを東京で開いた(板垣が会長に選出)。創立大会のため四月末に上京した者の名簿から勢力範囲の地域を推定すると、関東一九名、北信(北陸と信州)二七名、近畿一名、中国(兵庫県を含む)七名、四国四名、東海三名、東北二名、九州二名である³⁾。愛国公党の創立運動に関西クラブが大きな役割を果たしていることを考慮に入れると、愛国公党の勢力範囲は関西(近畿・中国・四国)・北信・関東であるといえる。その主張を政綱と題目でみると、地租軽減、政費節減、中央集権への傾きの是正、各国と対等の外交、防衛を主とした兵備、新聞・集会・出版の三条例改正、保安条例廃止など網羅的であるが、「右題目の中に就て租税徴収法の如きは之れを改正すること最も急務なり」と地租軽減を重視し⁴⁾、有権者資格が直接国税一五円以上と

いう手作地主層以上を対象とした選挙法の改正については特に触れていないことが特色である。このことから愛国公党は地主層を基盤とした政党を目指しているといえる。

これに対し大井憲太郎派は一八九〇年一月二一日東京で自由党(再興自由党)の結党式をあげ、二月下旬の総会で主義・綱領・党議を決定し大井ら常議員三〇名を選挙した。この大井派の自由党の党員数は三月段階で、神奈川県二六二名、群馬県九〇名、栃木県八二名と関東地方を中心に三府三二県の八一四人であった。地盤はほぼ関東に限定されているが、関東に強い基盤をもっていることが特色である。党の主張は、愛国公党と異なり直接国税五円以上の納入者に選挙権を与えることや選挙区の拡張が党議の中に入っていることが注目される。その他、政党内閣、対等条約、地租軽減、兵制の改良と常備兵役の短縮など諸政策や要求を網羅していた。フランス流の急進主義の影響を受けた党首格の大井は、非公民俱樂部を設立し公民権のない者を組織した後、普通選挙を実施すると新聞記者に述べた⁽⁴⁾という。このように自由党は社会の下層までを視野に入れた急進的政治改革を行うことを夢みていたことが特色である。

河野広中らの大同倶楽部の勢力範囲は、『国民新聞』(一八九〇年二月一日)によると、東北と北陸を中心に関東などの他地域にも及んでいるが、勢力範囲は広いものの地盤は確固としていなかった。滋賀県知事の中井弘も、大同倶楽部内はまとまりが悪く、後藤象二郎通信大臣(大同伯)からの政治資金を目当てに参加している者

もおり、永続する見通しがないことを次のように述べている。

「(前略)河野広中等ハ大江・吉田・井上等と甚其間不宣、然トモ不得止事情^{大岡伯より}アリ有之ハ木原・鈴木等の者と共ニ大同に加担セシ様子ニ有之候、彼等の党派ハ永久存立シ難ク且堅固ナラザルを以到底永続シ能ハサルハ勿論ニ候(後略)」。

大同倶楽部が活動資金のかなりの部分を後藤通相に負っていたことは、河野広中ら大同派の委員六名の連名による後藤宛の書翰によっても確認される。後藤が大同倶楽部の事実上の首領であることは新聞にも公然と論じられていることであった。土佐藩出身の後藤は、議會開設を前に政党内に影響力をもつことで薩長中心の藩閥政府内に政治的影響力を増大させようとしたのである。

したがって先の中井弘の書翰にも看取されるように、大同倶楽部内には福島事件など農民に密着した民権運動の系譜につながる河野広中らのグループと大江卓(土佐出身、元神奈川縣権令)らの保守派の二潮流があった。後述するように後藤は後者の考えに組していたが、大同倶楽部の勢力維持のため前者の入党や残留も望んだ。

大同倶楽部の主張を一八九〇年五月四日の大同倶楽部大会に提出された党議(審議は後日)からみると、独立の大権を鞏固にすること、責任内閣の實行、財政整理と民力の休養、地方自治制度を完全にする⁽⁵⁾こと、言論・集会・結社の自由を完全にすることなど網羅的であった。もっとも大同倶楽部の特色は党議として示された表面上の主張ではなく、藩閥内閣の遁相として公然と政党活動に参加でき

ない後藤を媒介とした、種々な考えをもつ混成集団のルーズな結合にあるといえよう。領袖の一人である河野広中事務員は、政党は多数を制して政治を実際に施行するものであるから主義にこだわって個々に分立すべきでないこと、一府県より一名の委員を出し委員会でも決するので本部には少しも権力が無いことを公言していた。¹¹

一八九〇年四月中旬になると東京府と近隣の青年たちが中心になり調和青年同盟会を組織し、四月二五日に予定された愛国公党の結党式を延期させるとともに、愛国公党・自由党・大同倶楽部の合同を目指す動きを始めた。¹² この活動が契機となり四月末より五月中旬にかけて三党の合同の相談が進み、かなり難行したが、五月一四日三党の代表二〇名(各党七名、大同倶楽部一名欠席)により次の合同条件が合意された。

その条件は、(一)三派の政社組織を解き一政党を組織すること、(二)合同の上で成り立った政党の名称は庚寅倶楽部とし「共同団体」になし、「首領」を置かないこと、(三)庚寅倶楽部は「自由主義を執事」することを表白すること、(四)庚寅倶楽部に事務委員九名を置き諸般の事務を執行すること(委員は従来各派より平等の数を選出する)、(五)庚寅倶楽部は来る八月を期して会議を開き綱領決議を一定し結党式を挙行すること(但三派従来の綱領決議の精神を失わないこと)であった。¹³ この特色は、党首を置くことを避け各派平等であることに配慮して合同への合意をなしたこと、愛国公党・自由党や大同倶楽部の河野広中らの求める「自由主義」の路線が確認され、後藤通

相や大同倶楽部保守派の望む国家主義が取り入れられなかったこと、七月一日に予定されている第一回総選挙の結果をみて八月に合同する政党の最終的な方向を決めようとしていることであった。

その後も大同倶楽部内には合同問題についての大きな意見の相違が残った。大同倶楽部は五月下旬に、欧州の政党はその党内に各派があり運動しているものが少なくないことにならない、庚寅倶楽部(政社)の下に大同倶楽部の改組組織(非政社)を置く方針の紹介状を地方団体に発送し、大同倶楽部系の組織維持の方針を示した。また五月末の庚寅倶楽部委員会では、大同倶楽部委員が「愛国公党ノ意見ヲ以テ庚寅倶楽部ノ意見ナリト世ニ示スカ如キ手段アルヲ見」と不満を表明している。¹⁴ これらは後藤や大同倶楽部保守派の合同への消極的な姿勢を反映しているといえる。一方河野広中は庚寅倶楽部への合同に積極的であった。六月三日大同倶楽部の相談会で保守派の遠藤秀景から合同を破談にすべきであるとの意見が出た際にも、大同倶楽部を挙げて庚寅倶楽部に入り多数を占めることができれば主人公の地位を得ることができると合同の方針を支持した。¹⁵

また五月下旬になると、九州の多くの地域を基盤にする九州連合同志会が、庚寅倶楽部に立憲改進黨も含めた民党系の一大合同を求めて活動を始め、六月上旬には庚寅倶楽部事務委員の植木枝盛らとの会談がなされた。¹⁶ しかしこうした動きも総選挙の後に持ち越されることになった。

六月五日庚寅倶楽部は事務委員が会して第一回報告書を議定し、

各党代表事務委員九名の名で、一日迄に庚寅倶楽部の結社届を出すので、三党は同日迄に政社組織を解散するように求めた。庚寅倶楽部の結社届の提出は少し遅れ、一六日板垣退助・大井憲太郎・大江卓ら三八名が愛国公党・自由党・大同倶楽部を脱党して庚寅倶楽部に入党する形で、庚寅倶楽部が政党として発足した¹⁹。総選挙を控え三党とも勢力争いを有利に展開するため解散を躊躇するなかで、三党が存続し、その一部の者が庚寅倶楽部に参加する変則的な形で庚寅倶楽部が創立されたのであった。

以上、庚寅倶楽部に結集する政党の中で、自由党(大井派)が他の二党と構成や政策において潜在的に大きな矛盾をかかえていたが、総選挙の前のこの時期においては大同倶楽部と他の二党の不響和音が表面上は目立っていた。

2. 立憲自由党の創立と党組織

一九二五年に普選法が成立する選挙法改正まで、総選挙は立候補制でないので当選者の党派所属ははっきりしないが、第一回総選挙の結果に関してはとりわけその傾向が強い。しかし民党系が勝利したことはまちがいがなく、大体の傾向もわかる。その特色は、第一に庚寅倶楽部に結集した三派のうち、従来合同に消極的であった大同倶楽部が五〇名前後と最も多数を当選させたこと、第二に三派で衆議院の全議席三〇〇のうち一〇〇前後しか占めることができず、庚寅倶楽部をもとに新党を結成しても、第一党にはなり得ても一党で

過半数を占めることができないうこと、第三に三派のうち大井の率いる自由党が十数人、二〇人と最も当選者が少なかったことである(第1表)

第1表 第1回総選挙の主要な民党系政派の当選者数

大同	55人	54人	48人	55人
愛国	34人	25人	} 37人	32人
自由	16人	20人		16人
九州同志会	21人	?	20人	19人
改進黨	46人	52人	56人	16人
未詳	7人	19人		3人
『国民新聞』		『時事新報』	『報知新聞』	『東京新報』
1890年7月7日		林田亀太郎『日本政党史』上巻(大日本雄弁会, 1927年)P283~284		

(備考) 衆議院の総議席数は300である。

大同倶楽部が三派の中で最も多く当選者を出すので党内の保守派を中心に合同反対論が再び唱えられ、合同の可否をめぐる同派内で激論が生じた。河野広中ら合同派は、愛国公党・自由党・九州同志会・立憲改進黨などが合同論で動いてゆく中で、五〇名程度の大同倶楽部が一党をなしているも議会の主導権を握ることができないと合同反対派を説得しようとした。地方の倶楽部員の間でも合同賛成の声が強かった²⁰。

これに対し合同に反対の後藤通相は、合同のあかつきには「金モ支出スル事ハ毫モセザル決心ナリ」との姿勢であったという。また大同倶楽部内の保守派は八月一日非条約改正記念懇親会(一三四名出席)を開き、約一年前の大隈重信外相の条約改正への批判論を蒸し返し、立憲改進黨放逐を論じ民党系の大合同を妨害しようとした。

結局、大同倶楽部の三派への合同論は八月一七日の大会で再確認され大同倶楽部は解散することになった。その後合同に反対であった保守派の一部は立憲自由党創立には参加したもののまもなく除名されたり、立憲自由党に残留しても合同支持派であった河野広中の下で結集することはなかった。後藤から河野への定期的資金援助も止められたようである。このようなことが庚寅倶楽部中でも最も多くの議員を擁したにもかかわらず旧大同倶楽部系が第一議會期に政治の主導権を握り得ない一つの要因となつてゆく。

さて、愛国公党・大同倶楽部・自由党・九州同志会・改進黨を交えた大合同を目指す会合は八月に入って具体化した。しかし八月二二日の大江卓(岩手県選出代議士、旧大同倶楽部)邸での会合で、主義・綱領に関し旧愛国公党・旧自由党・旧九州同志会の代表は「自由主義」を主張し、改進黨の代表は「進歩主義」を採用することを求めて対立し改進黨の代表は退席した。こうして改進黨を含んだ合同の可能性は事実上なくなった。抽象的な主義のレベルで合同が失敗したことは、民権運動以来の自由党系と改進黨系の対立に加

えて、彼らがいずれも国会の具体的なイメージをほとんど保有していなかったことを示している。

八月二五日旧愛国公党・旧大同倶楽部・旧自由党・旧九州同志会からの各一〇名の委員に、群馬公議一会一名、京都公友会一名の委員を加えて新政党の組織会が開かれ、次のようなことが論議の上で決められた。(一)党名は原案では「代議政党」であったが、「立憲自由党」とすること、(二)主義は「自由主義」、綱領は「王室ノ尊榮ヲ保チ民権ノ擴張ヲ期ス」、「内治ハ干渉ノ政略ヲ省キ外交ハ対等ノ条約ヲ期ス」、「代議政体ノ実ヲ挙ゲ政党内閣ノ成立ヲ期ス」等の政治参加の拡大と条約改正の要求を示すこと、(三)幹事五名を置き、党費は各自の負担で、黨員は幹事の承認を経て加入を許すこと、(四)九月一日に党大会を開き、その際に党議・党則を決定すること。この他出席者の選挙で五名の幹事、大井憲太郎(旧自由党)・河野広中(旧大同倶楽部)・河島醇(旧九州同志会)・田中賢道(旧九州同志会)・林有造(旧愛国公党)が選ばれた。さらに八月二八日幹事の指名で各派一人ずつの党議等の起草委員、中江篤介(兆民)(旧自由党)・河島醇(旧九州同志会)・栗原亮一(旧愛国公党)・末広重恭(旧大同倶楽部)が選出された。右の幹事・起草委員のうち大井と田中を除いてはすべて代議士であり、代議士が党の中心的位置を占める傾向が自然な形ですでに現れている。

こうして立憲自由党の形成と参加者の顔触れの大枠が固まると、立憲自由党がどのような組織と政策をもったものになるかをめぐつ

て、旧愛国公党系・旧大同倶楽部系・旧九州同志会系の代議士を中心とした勢力と、旧自由党系や院外者(非代議士党員の活動家)を中心とした勢力の二潮流が生じてきた。まず前者を検討したい。

八月三一日河野広中(福島県選出代議士、旧大同倶楽部、党創立の幹事)・塩田奥造(栃木県選出、旧愛国公党)・河島醇(鹿児島県選出、旧九州同志会、党創立の幹事・起草委員)の三人の間で、第一議会において地租を軽減することが経費節減論に関し有権者を最も満足させるものであるとの合意がなされた。三人はいずれも、すでに述べた八月二五日の合同に関する会合で各派を代表する一人宛の委員として出席している有力者であり、八月末段階で旧自由党系や旧大同倶楽部保守派を除いて、旧愛国・旧大同・旧九州同志会の主要三派の間で経費削減から地租軽減を実現して地主層を満足させる路線が定着しつつあるといえる。約一ヶ月後の史料であるが、次のようにこの三派は議場における議員の自由な活動を重視し、院外者も含んだ党による代議士の統制のみならず、代議士間の決議による代議士への強い拘束にも否定的であったのである。「議員ノ制裁ハ若シ党議ニ対シテ反対ノ運動アルトキハ二回ノ選挙迄二人望ヲ失シ再ヒ当選セサルモノナリト云フ間接ノ罰アル事ニ止メ、議場内ノ動キハ議場外ヨリ注文ヲセサル方ハ穩当ナリト云フニアリテ九州人及ヒ愛国、東北ノ人々皆之ヲ唱ヘタリ」。また院外団中の壮士の活動についても将来にわたって多額の費用を要すると否定的であった。代議士間の決議による個別代議士の行動への拘束は実質的議院

内閣制を目指す政党活動の基本であるが、それすら否定する三派にはその十分なイメージがなかったといえよう。

立憲自由党系の院内交渉団体としての弥生倶楽部の設立の動きは以上の考え方を背景に理解できる。すなわち八月二八日立憲自由党に属する衆議院議員の懇親会が芝の三縁亭で開かれた(六三名出席)。中島信行(神奈川県選出・旧愛国公党)が座長に選ばれ、竹内綱(高知県選出、旧愛国公党)が説明委員となつて、立憲自由党の議員の議場における運動の方針、政務調査などのために倶楽部を設立することが議せられ満場一致で可決された。またその名称は弥生倶楽部とすることになった。そのための準備委員に次の一五名が選ばれた。河野広中(旧大同)・大江卓(旧大同)・山際七司(旧大同)・鈴木昌司(旧大同)・加藤平四郎(旧愛国)・竹内綱(旧愛国)・河島醇(旧九州同志)・中島信行(旧愛国)・杉田定一(旧愛国)・新井章吾(旧自由)・栗原亮一(旧愛国)・片岡健吉(旧愛国)・林有造(旧愛国)・末広重恭(旧大同)・塩田奥蔵(旧愛国)。弥生倶楽部設立の説明委員が竹内であり、準備委員一五名中の八名を旧愛国公党系、五名を旧大同倶楽部系で占めたことから、この動きの主導権は両系にあったといえる。

九月二日弥生倶楽部の会合が再び行われ(立憲自由党の代議士五十余名出席)、竹内綱・山際七司から規則草案が提示された。その内容は、この集合体を弥生倶楽部と称すること、政務調査を外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、通信の諸省に区别

して行くこと、各科(各省)ごとに調査委員一〇名とし各自の長所により従事すること等であった。また幹事に河野広中(旧大同)・加藤平四郎(旧愛国)・大江卓(旧大同)の三人が選ばれた。³⁰⁾

九月一五日の立憲自由党創立大会を待たずに弥生倶楽部を設立したことは代議士たちが院外者に対して主導権を確保しようとしていることを示すが、弥生倶楽部は「立憲自由党の政務調査所」(「国民新聞」一八九〇年九月六日)の域を出ず、党内の個別議員を統制するような組織形態ではなかった。

旧愛国公党系・旧大同倶楽部系・旧九州同志会系の代議士を中心とした右の動きに対し、旧自由党系院外有力者の大井憲太郎(立憲自由党創立の幹事、八月二五日の合同の会合の旧自由党代表)や内藤魯一(立憲自由党創立の幹事補欠員、八月二五日の合同の会合の旧自由党代表)は、代議士を立憲自由党の役員にすると代議士の考えが党論となり、「一大眼目トスル処ノ政党内閣ノ実施ニ就テ彼是ノ支障アラハ却テ自由党ノ勢力ヲシテ薄ラシムルニ至ル」との理由で、党役員は院外者より選んで代議士を党役員が指導する考えを抱いていた。³¹⁾大井の考える党からの代議士への指導とは、「衆議院議員ハ党员ノ決議セル決議ヲ体シテ苟モ其党カ決議シタル事ナラハ議場ニ出テ必ス之ヲ主張セサル可ラス」といった強いものであり、党議を代議士に守らせるため、「敵ヲ防キ若クハ味方ヲ矯正スルニモ壯士ノ運動ハ絶ヘス必要」と壯士を養成することを考えていた。彼の考えは壯士を東北・関東・関西・四国・九州と地域ごとに分け、

各地域に三名ずつの常務委員(代表)を置き、戸籍名簿の様なものを作り、「一旦事アルトキハ一令ノ下ニ数百名ヲ招集シ得ルノ組織」を作るといふ³²⁾、立憲自由党系壯士の養成と組織化であった。急進的政治改革を求める大井は、地主層を中心とした有権者である制限選挙下で当選してきた代議士の変革意識に信を置かず、院外者が壯士を使って党を牛耳り、代議士と議会制度を利用して倒閣し、一気に政党政治を実現しようとしていたのである。大井のような観点に立つならば、政費節減や地租軽減要求は政府と対決し倒閣する手段として意味をもつのであり、政府と妥協してある程度の政費節減や減税を目指す路線は考えられない。数ヶ月後であるが大井は、ロシアの例にみても明らかのように「内治既に定る以上ハ外に向て画一強硬の政略を執り國權を張り民心を嚮導するを得べし」と³³⁾、対外侵略政略の必要性を公言している。大井の対外政略のそうした姿勢は自由党を脱党し東洋自由党を創立する中でさらに明確に表れてくる。³⁴⁾つまり大井の真のねらいは日本が植民地を獲得して列強に対抗できる強国になるため、内政においても急進的な政治改革を求めることであった。在野の力を結集した条約改正ということも右の論理の中に入ると思われる。

九月一五日立憲自由党結党式が行われ、立憲自由党は正式に発足した。綱領には、皇室の尊榮と民権の尊重、内治は干渉の政略を省き外交は対等の条約を期す、政党内閣の成立を期すことをあげ、党議には政費の節減、陸海軍軍備の整頓、教育制度の改正、地租の軽

減、地方制度を改正し自治を全うする、言論・集会・政社に関する諸法律を改正し保安条例を廃止する、議院法及選挙法を改正する等が示されていた。⁽³⁵⁾これらは旧愛国公党系ら三派の代議士を中心とした意向と大井らの急進的改革路線の両要素を網羅したものであった。

役員は幹事(五名)が「常議員会に於て之を選挙し党務一切の責に任す、但し任期は六ヶ月とす」⁽³⁶⁾と最も重要である。九月一日の選挙で田中賢道(旧九州同志会)・石塚重平(旧大同倶楽部)・重野謙次郎(旧大同倶楽部)・石坂昌孝(神奈川県選出、旧愛国公党だが旧自由党にも近い)・片岡健吉(高知県選出、旧愛国公党)の五人が選出された。この特色は第一に板垣退助(旧愛国公党)・河野広中(旧大同倶楽部)・大井憲太郎(旧自由党)・松田正久(旧九州同志会)・河島醇(旧九州同志会)など各派の有力者が幹事に選ばれず幹事の党指導力は脆弱となざるを得ないことである。第二に五人中院外者が三人、代議士が二人であるが旧自由党系色は弱いことである。

幹事に並んで重要な党役員は常議員である。「常議員会は各府県の党員より選出せられたる毎府県二名以下の常議員を以て之を組織」し、「党務に参議し役員を監督し及び大会に付すべき議案を調査する」のが仕事であった。九月一六日および一部の一七日の再選挙で三八府県から七一名の常議員が選出された(鳥取県など五県からは一名、他は二名)⁽³⁷⁾。このうち院外者が四〇名、代議士が三一名であるが院外者がほとんど大井派というわけではなかった。

すなわち党役員全員を院外者で占め代議士を党のもとに統率するという大井の構想は実現しなかった。一方代議士たちは弥生倶楽部によってむしろ弱体な党組織をリードしようと動き出しかけていた。大井ら旧自由党系の急進的政治改革を目指すグループは立憲自由党創立直後の段階では出遅れたといえる。彼らに残された一つの道は、統制が不十分な弥生倶楽部(代議士集団)が議会開会后混乱するなら、壮士等のインフォーマルな集団を使って弥生倶楽部や脆弱な党組織(幹事、常議員会)に圧力をかけて自らの望む方向に引っ張ってゆくことである。それは次の段階を待たねばならなかった。

(1) 河野広中宛板垣退助書翰一八八九年一〇月一日(河野広中関係文書)、国立国会図書館憲政資料室所蔵。大同団結運動については、升味準之輔『日本政党史論』第二卷(東京大学出版会、一九六六年)九一―一三〇頁に詳しい。

(2) 「植木枝盛日記」一八八九年二月一日―一八九〇年四月二五日(植木枝盛全集)第八卷、岩波書店、一九九〇年。

(3) 『国民新聞』一八九〇年四月二九日。四国が四名とやや少ない理由は不明。

(4) 同右、一八九〇年五月六日。

(5) 同右、一八九〇年三月七日。

(6) 同右、一八九〇年二月四日。

(7) 山県有朋宛中井弘書翰、一八九〇年「二月九」一四日(山県有

- 朋関係文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵写真版)。
- (8) 後藤象二郎宛河野広中ら六名連名書翰、一八九〇年と推定される(「河野広中関係文書」)。
- (9) 『国民新聞』一八九〇年五月三日。
- (10) 同右、一八九〇年五月五日。
- (11) 同右、一八九〇年二月一四日。また大同倶楽部は各府県の団体(當時二二四)を基礎として作られ個人加盟を認めず、名簿に列する者は各団体の主な数名のみであった。
- (12) 調和青年同盟会の規約や委員名は『国民新聞』(一八九〇年四月一九日)にある。
- (13) 交渉が難行した様子については、河野広中宛加藤平四郎書翰、一八九〇年五月七日、一〇日、一三日、一四日(「河野広中関係文書」)で確認される。
- (14) 前掲、「植木枝盛日記」一八九〇年五月一四日。『国民新聞』一八九〇年五月一六日。
- (15) 『国民新聞』一八九〇年五月二二日。
- (16) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九〇年五月三〇日、発秘第一一九号(「中山寛六郎関係文書」、東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部所蔵マイクロフィルム)。
- (17) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九〇年六月三日。
- (18) 前掲、「植木枝盛日記」一八九〇年六月一日、三日、四日。
- (19) 『国民新聞』一八九〇年六月一〇日、一八日。愛国公党と自由党は警察の指導があつて一八九〇年八月四日解党届を警察署に届けた(同前、一八九〇年八月五日)。大同倶楽部が解散を正式に決めたのは八月一七日である。
- (20) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九〇年七月一二日、一三日、三〇日。『国民新聞』一八九〇年八月一二日。
- (21) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九〇年八月一四日、一六日。
- (22) 『国民新聞』一八九〇年八月一八日。
- (23) 前田案山子・山際七司・遠藤秀景・南磯一郎・綾井武夫らは一〇月二四日立憲自由党から除名され、一二月二日国民自由党の結党式をあげた(林田亀太郎『日本政党史』上巻、大日本雄弁会、一九二七年、二九四―二九五頁)。
- (24) 秋山小太郎(立憲自由党常議員、東京府)によると、後藤は河野に渡していた月一〇〇円の金を止めたという(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九〇年九月二三日)。
- (25) 同右、一八九〇年八月二五日。
- (26) 前掲、「植木枝盛日記」一八九〇年八月二五日。『国民新聞』一八九〇年八月二五日、二六日、二八日。この後も矢野文雄によると「改進黨派の方も昨夜にて愈々相纏り、「党名を改むる事」「改進黨の二字を加ふる事」右さへ九州、東北、愛国の諸氏が保証せば、重なる連中を挙て(尾崎、藤田等迄も残らず)新政党に加入する

事に内決致候(是は動かぬ事に有之候)。(徳富蘇峰宛矢野文雄書翰、一八九〇年八月三〇日、伊藤隆・酒田正敏・坂野潤治『近代日本史料選書七——一・徳富蘇峰関係文書』山川出版社、一九八二年、二六二頁)と、立憲改進黨内に合同を求める動きがあった。しかし立憲自由党創設グループは党を創設する準備に関心を移し、それらに十分考慮を払わなかった。

(27) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年九月一日。

(28) 同右、一八九〇年九月二十九日、発秘五八〇号。

(29) 『大阪朝日新聞』一八九〇年八月三十一日、『日本』一八九〇年八月二十九日、『国民新聞』一八九〇年八月三〇日。前掲『植木枝盛日記』一八九〇年八月二十八日。

(30) 『日本』一八九〇年九月三日、『大阪朝日新聞』一八九〇年九月六日。なお『国民新聞』(一八九〇年九月六日)には寄合所を弥生倶楽部(芝弥生館)に定めたとある。八月二十八日からの予定であろう。

(31) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年九月一日。大井は約五ヶ月後に第一議会において大幅な予算削減を政府に求める査定案の可・否が主要問題になっている際にも、「是非トモ政治ノ改良ヲ先キニセサルヘカラス、其故ハ今ノ政党如何ニ薄弱ナレハトテ内閣モ亦薄弱ナリ、現時ノ政界ハ殆ント三分セントスルノ姿ナレハ仮令全体ノ改良ハ出来サルモノトスルモ其三分ノ一ヲ取テ之ヲ保続スル位ノ事ハ決シテ出来サル事ニアラスト」

政治改革を主眼にしていた(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九一年二月四日)。

(32) 同右、一八九〇年九月二十九日、発秘五八〇号。なお九月二〇日立憲自由党の青年たちは神田で懇親会を催し、翌二一日日本橋に集会して、「我党の青年は交際を親密ならしめんが為め其通信所を仮りに立憲自由党仮事務所内に置く事」、「在京青年は各県毎に委員二名を定め通信所に届置事」、「常務委員は十五名以上を置き日常百般の事務を処理する事」、常務委員の選出割合は九州三名以下、四国・中国三名以下、関西二名以下、関東三名以下、東京三名以下、東北三名以下などの申し合せを行った(『大同新聞』一八九〇年九月二三日、東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵)。大井の壮士育成論はこのような動きをさらに発展させようという構想であろう。

(33) 『あづま新聞』一八九一年二月二一日、東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵。

(34) 河西秀通「大井憲太郎と初期議会自由党」(『歴史評論』四四三号、一九八七年三月)等の研究がある。

(35) 『大同新聞』一八九〇年九月一六日。

(36) 『国民新聞』一八九〇年九月一六日、一八日。幹事に選出された者の旧政派別は、前掲『植木枝盛日記』一八九〇年八月二五日の合同相談会の各派代表の名、『国民新聞』(一八九〇年七月七日)の総選挙当選者の所属政派、大同倶楽部の「常議員会規則」と綴られた名簿(『河野広中関係文書』)から割り出した。

(37) 『国民新聞』一九九〇年九月一六日、一八日。立憲自由党の最高決定機関は党大会である。九月一五日に確定せられた党則中の付則では「此党則は大会の決議を経るにあらざれば改正増補する事を得ず」となっていた。党大会は毎年四月一〇日を以て大阪に、一〇月一〇日を以て東京に開き、「党務を議定し及び前期間党務の成蹟会計の決算を報告す」と規定されている。また「緊急の事件ありと認むる時は常議員会の議決を以て何時にても臨時大会を開くを得、事迅急を要し臨時大会を開くの暇あらざる場合は常議員会に於て之を議定し各府県の党員に報告すべし」との臨時大会や常議員会の専決事項の規定もあった(『大同新聞』一九九〇年九月一六日)。幹事が必ずしも党の最有力メンバーでなく指導力が脆弱な場合、党の方針の決定には定期・臨時の党大会や常議員会の意向が大きな意味をもってくるのである。

(38) 筆者の見解とは異なるが、この時期の立憲自由党の「規約上からみた党組織」については若干言及がある(小山博也『明治政党組織論』東洋経済新報社、一九六七年、一六一―二〇頁)。しかし本稿ですでに論じたように、立憲自由党の有力代議士たちは党組織を重視せず党の幹事・常議員等の役員になることにも執着せず、弥生倶楽部における合議で党をも引張ってゆこうとした。議会政治における議員の独自性を重視し政党組織の統率機能が弱いという点では現在のアメリカ合衆国の政党に近いイメージを有していたといえよう。したがってこの時期の立憲自由党について考察

第一議会期の立憲自由党(伊藤)

するには公式な党組織の問題のみならず、議員集団組織(弥生倶楽部)や院外組織、代議士の政策や党のポストへの関心の程度も含めて行うべきであろう。そのような観点から弱かったため従来の研究は、院内組織(弥生倶楽部)と院外組織(党組織)の二重構造と両者の軋轢(鳥海靖「初期議会における自由党の構造と機能」『歴史学研究』二五五号、一九六一年七月)や「大井」関東派は自由党の中心であった。大井や新井は「立憲自由党の創立大会に向けて」党議・党則の立案や決定に指導的役割を果たしたようであり、「彼らは自由党の主勢力をなしていた」と、大井派の自由党内での優勢(前掲、升味準之輔『日本政党史論』第二卷、一七〇―一七一頁)を強調しすぎている。それらへの批判は以下で示す。

第二章 議会開会と立憲自由党内の対立の激化

1、星亨の帰国と議会開会

自由民権運動の活動家星亨は議会開設後の作戦を練るため、一八九九年四月乏しい所持金をつぎ込み欧米に旅立ち、翌年一〇月五日横浜に帰着した¹⁾。星を出迎えたのは河野広中や片岡健吉ら旧大同倶楽部系や旧愛国公党系の人物で、星と大井派(旧自由党系)の関係は帰国時から稀薄であった²⁾。星は一〇月二四日立憲自由党に入党した³⁾。前章で述べたように旧愛国・旧大同・旧九州同志会系の代議士

たちは大井派に対して一応の優位を示したが、実務に精通し、最新の政治に関する知識を身につけて新しい党の方向性を示せるような党の強力な指導者に欠けていた。旧九州同志会系の領袖河島醇も星との会談で、「板垣ハ我国自由ノ開祖ニシテ而モ我々ノ先輩タルモノナリ、若シ首領ヲ求ムルニ於テハ彼ヲ措テ決シテ他ニ望ムヘカサルナリ」、「然レトモ彼レ既ニ老タリ、彼レ他説ヲ顧ミル事ヲナサズ一徹ニ自説ヲ主張シテ止マサルモノアリ、惜ムヘシ、明論卓説ナルベケレトモ時勢ニ適合セザレバ遂ニ世人ノ擯斥ヲ免カレズ」と、板垣が自由党の象徴的な指導者であることを認めつつも、彼の党運営の能力には疑問を呈していた。旧三派系の領袖たちが欧米帰りの星に期待したものはそこにあった。

まず一〇月一九日東京市中村楼の星の帰国を祝す宴会で星が行った演説により、帰国後の星の世界の状況認識と政治構想を検討した⁵⁵。

その特色は第一に職業政治家が政治を握り、マシン（組織）を作つて下層民への個別の利益の提供によつて投票を確保し、公職等の任命も左右するスポイル・システムの発達したアメリカ合衆国の政治よりも、政党や政党政治が安定して発展したイギリスの政治を次のように高く評価していることである。

「アメリカ合衆国には」営業政治家なるものありて互いに相結託し政治上の運転を左右す、是は其初め有為の人々其心志を専ら商工業に委ね政事を度外に措て意とせざる様成り行き、其れが為めに

無産無識の徒に政事の実権を弄するの機会を授たるもの歎、兎に角今は其の美国家の隆替を以て己れの休戚と為すに足らざるの小民輩にして大統領の選挙を始め各州の知事裁判官以下市長・評議員及び小吏に至るまでも皆自由に進退することを得、賄賂公⁵⁶ 非義百出其弊や救ふ可らず、英国に渡れば、同国は流石に政党政治の本家丈ありて、政党政治は愈々進化し与論の勢力強くして、政事上汚醜の行跡小党の分裂稀れにして、若年政事家が老政事家を凌ぐの弊なく万事秩序ありて鞏固ならざるはなし」。

星はドイツを、「武断階級的の政治を見る、人民は政事思想に乏しくて卑屈に安ずるの風あり、社会全般の有様数変を経ずんば英米の度に達すること能はざるべし」、フランスを、「其名は共和政治なれども自由の区域広からず小党分裂して各党の主義発輝としたる區別あらず」、イタリアを、「政事上新国なれば諸事劍綑に属し未だ整頓に至らず、人民は卑屈政事家は徳義を重ぜざる風あり」と英・米よりも低く評価している。

第二に星は、「予め与国を求め置き一旦事ある時は支那と同盟して英に当り、露に当り、或は英と同盟して露に当り、支那に当り、若くは露と同盟して英清同盟軍に当る等必ず交戦の覚悟なかる可らず」と、極東において有力な一国と同盟を結び、他国が同盟して日本にあたつても対抗できるようにしておくことを主張した。しかし星にとり中国は、「支那は我に接近し且つ宇内に重視せらる、大國なれば其興敗の我國の独立に影響するや論を竣たず⁵⁷、若し支那の長

眼を覚破し我と文明の運歩を共にすること能はずと見据たらば、今日より支那を撃敗り我が将来独立と文明との障礙を除き以て後患の痕を断つ計を講せざる可らず」と、日本の同盟国になるか侵略される対象となるかはまだ検討を要する課題であつた。

この段階の星が、次のように中国を朝鮮と共に日本の将来の植民地として見ることに傾きつつあつたことは注目すべきである。「現今欧米に於ける人種合併の事又は小国併呑の状況より推すときは、将来我国は現今の版図のみを以て独立を維持すること甚だ難からん、故に予をして極言することを得せしめば台湾・朝鮮を始め支那の東海岸を併有するに非ずんば我国の独立は覚束なきやの感あり」。星は欧米の帝国主義とパワーポリティクスに大きく影響されて帰国したのである。

したがって星は、「海軍は少くとも英国東洋及太平洋艦隊に匹敵するまでに増加し、陸軍は砲台水雷船の設備等国敵の來襲を防ぐに足るまでは進めざるべからずと考ふるなり」と、海陸軍拡張の原則を支持した。もつともそれには「軍制上の経済」について「費用省略」が必要であるとしていた。

第三に星は海外に植民地を獲得したり日本人を移住させたりすることを急務と考えた。「予は又海外に殖民地を設け若しくは人民に移住せしむることを以て今日より計画す可き急務なりと思ふ。支那・暹羅・フィリッピン群島何れも可なるべし、又少しく遠き様なれども加奈多西部の如きは我国人民の移住には最も適當なりと思考せ

り、南洋諸島南米諸国の中も不可なからん」。星は植民地や移住地を、日本の人口増大と窮貧層の増加問題の解決と日本製品の輸出先としてとらえていた。

第四に星は条約改正の実現のためにも、日本の外交の方法の刷新を必要と考えた。それは、外交官に従来のように外交や語学に不慣れた華族を用いるのでなく、「敏捷にして堪能」で任地の言語や国情に通じたものを用い、俸給を豊かにして、「一種の技芸官」とみなして地位を確立すること、英・米・仏・独くらいには首都で新聞紙を発行し日本の実情を宣伝すること、外交官や条約改正委員は彼の政治家・政黨員・新聞記者等と交際して日本の国情を知悉させること等である。

第五に星は条約改正はまず関税自主権を回復することに尽力すべきであると考えた。その理由は、関税自主権の回復の方が達成しやすいと判断したこと、税権を回復することができれば綿糸・砂糖など輸入物に押されつつある国内産業を保護し、関税収入が期待できることである。これは先の大隈重信外相の条約改正交渉が不十分な形で治外法権の回復を目指し、関税の増加という面も達成できなかったことへの批判であると推定される。

第六に星は、「抑我々は永く斯国の独立を維持し斯人民の幸福を増進するの外他念なき筈なれば眼中政府、政党、国会等の差別あるべからず、況んや離合人に由るべけんや、苟も国家の隆盛を期し人民の幸得を増進するを以て目的とする二要項につきて相合ふ以上は

何人と雖とも提携して共に事を謀られたし」と、目標が合致する場合に政府との提携を訴えたことである。

この演説は星の帰国直後のものであり、立憲自由党内の権力掌握の必要からくる配慮が余りなされず、星の真意が多く表れていると考えられる。星は地租軽減などの民力休養にまったく触れず、帝国主義の時代に対応する外交・植民・移民政略と軍備の充実、関税自主権を回復して国内産業の保護と関税収入を確保することや、政府との提携の可能性を主張した。そのトーンは藩閥内閣倒閣よりも日本の経済力の充実や条約改正を優先させるべきだとの内容で、約三ヶ月後の「探聞」情報中にも以下のように確認される。

〔(前略) 星ハ近頃少ク眼ヲ実業上ニ注キ、本邦ノ政治及政府ノ改良ハ須ク本邦全体ノ生産力ヲ増加シタル後ナラサルヘカラス、今日ノ如キ不生産的ノ消費者ノミ増加シ生産力ヲ減退スル時期ニ於テ、如何ニ熱心ニ政治ノ改良ヲロニスルモ決シテ其実行ヲ期スヘカラス(下略)〕。

すなわち星と大井は日本が列強と対峙するという目標(条約改正・軍備充実)では類似していたが、星はまず条約改正や日本の経済力の充実を図るため藩閥との対立や政治の混乱を避ける考えであり、大井はそのため最初に国内政治の民主化と藩閥政府の打倒を意図し、両者は政治活動の方針に於て大きく異なっていた。星にとつての当面の課題は、河野広中ら旧大同・旧愛国・旧九州同志会系の代議士を中心とした、支持者である地主層の地租軽減要求を実現すること

を優先せざるを得ないとする、すでに述べた方針と如何に調和させて立憲自由党を掌握し、自らの構想を実現してゆくかであった。大井派の倒閣のための手段としての地租軽減・予算の大幅削減要求と、河野広中ら旧大同・旧愛国・旧九州同志会系の方針が連携して星を孤立させる可能性もあったからである。

星は立憲自由党への新規入党者であるにもかかわらず議会にむけての党の政務調査の原案作成の中心となり、一月一日から予定されている党の臨時評議員会に提出する政務調査条項を作成したようである。こうして星の原案とほぼ同じ内容のものが臨時評議員会の議題となった。

その主な内容は、第一号条約改正(治外法権の撤去・税権の回復を建議すること等)、第二号税法改正(地租は五厘減ずる、地価修正、営業税を起すことなど)、第三号官制改正(官制改革と官吏の数を減らし給料を減ずることなど)、第四号学制改正(帝国大学を独立させることなど)、第五号裁判所構成法改正、第六号集会新聞出版等諸法律改正(集会及政社法・新聞紙条例・出版条例を改正すること、保安条例を全廃すること)、第七号選挙法改正(選挙区は一府県一選挙区を原則とし大府県は分割する、人口一二十万人ほどで一議員を選出すること、選挙人は成年以上の男子で直接国税五円以上を納める者とする等)、第八号議院法改正、第九号財政兵務取調(財政兵務等改良を計るため政府委員及び帝国議会委員合同して取調をなす建議をすること)、第一〇号、地方制度(府県制並に郡制施行

を延期すること)、第一一号(この案の性格についての説明¹⁰⁾)。これらは臨時評議員会で地価修正等が削除される修正を加えられたのみでほぼ同内容のものが可決され、党の方針となった¹¹⁾。そのうち第一一号は修正されることなく可決され、「これらは」本年初の帝國議會に提出すべき要件を列挙せるものなり、固より該決議は大略の方針を示すものにして、之を議案となし帝國議會に提出するに当り其方針に背馳せざる以上は事項の交換提出の先後等は一に全党議員の意見に任すべきものたり¹²⁾と代議士の議會活動の自発性をかなり認められたものであった。大井派の院外者を中心とした急進的な政治改革を求める路線は抑え込まれつつあったのである。

議會の議案の大略が固まると、立憲自由党内では一月二五日に召集される最初の議會の衆議院議長として誰を推すが焦点となってきた。立憲自由党の議員たちは党にほとんど拘束されない議會活動を考えており(第一章)、議長の地位が議會運営のうえできわめて重要なものになるはずであった。第一議會に臨んだ各派の衆議院議員の数は弥生倶楽部(立憲自由党)一三〇名、大成会七九名、議員集会所(立憲改進黨)四名、国民自由党五名、無所属その他四名(合計三〇〇名)である。議長・副議長は衆議院・貴族院で各三名ずつ候補者を選び、天皇がそのうちから各一名ずつ勅任することになっていたので、立憲自由党が衆議院の議長候補者を最高得票で確実に選出しようとするれば、党内の意思統一をした上で政府系の大成会が民党の改進黨の協力を求める必要があった。

立憲自由党内では、もと元老院議員で一八八一年創立の自由党副総理であった中島信行(土佐出身で旧愛国公党系に近いが中立的)が、党内での国会提出議案審議の運営能力が十分でなかったことから信望を減じ、それに乘じて大井憲太郎は新井章吾(旧自由党系)を擁し、大江卓(旧大同倶楽部系)は自らが議長たらんとその野心を燃やし出した。その他河島醇(旧九州同志会系)・河野広中(旧大同系)・林有造(旧愛国系)・鈴木昌司(旧大同系)が議長になろうとしていた。立憲改進黨では同党の島田三郎・中野武管や芳野世経(大成会)・楠本正隆(無所属)・中島信行(立憲自由党)を推す声があった。大成会では「各政党ト異リ自称候補者甚ダ多ク遂ニ離散スルノ恐れ」すらある状況であったが、同会の津田真道や立憲自由党の松田正久の名が称揚されていた¹³⁾。このように立憲自由党のみならず各党派ともに党派内の秩序は形成されておらず、統一は不安定であった。

一月二四日弥生館で弥生倶楽部(立憲自由党)の衆議院議長・副議長候補者を決める予選会が開かれた。この集まりは大井憲太郎と星亨の二人の名義で招集されたのである。当日は「秘密ヲ主トシテ議員・幹事・事務員ノ外ハ入場ヲ拒絶」されたが、大井と星は例外であった。予選会ではまず議長は自由党が取り副議長は他党に譲るといふ戦術が可決され、星・大井も賛成し、改進黨が大政会との副議長供与を媒介にした連合策が構想された。議長候補者には中島信行(七一点)・河野広中(六〇点)・松田正久(三三三三三)の三人

が決まったものの、他党との議長・副議長選の協定問題については、「各議員ハ投票ノ終ルヲ待タス帰路ニツクモノ多ク」、評議することとさでできなかった。これには出席代議士中からも「党事ニ冷淡ナルト党略ナキ事ヲ嘆スル」者がいた¹⁵⁾。

このため、議会開院式当日の衆議院議長・副議長選では各党派内でも錯綜した投票がなされ、議長に中島信行(弥生倶楽部)、副議長に津田真道(大成会)が最高得票を得、翌二六日天皇から任命された。中島の得票は弥生倶楽部・大成会・保守派の一部や陸奥派の多くを獲得したが、弥生倶楽部中でも九州(同じ候補者の松田正久の出身地)と東北(河野広中の出身地)の代議士が中島に投票しなかったという。河野広中ら旧大同・旧愛国・旧九州同志会系代議士たちが構想した党や代議士間の決議による個別代議士への拘束力の弱い議会政治のイメージは、議会が召集され議長・副議長選という重要問題进行处理する必要に迫られたとき、たちまち破綻したのであった。

2. 二七会の設立と大井派の巻き返し運動

一月二九日自由党院外者の大井憲太郎・中島又五郎(党常議員・東京府)・田中賢道(党幹事)ら二七名が東京市の山王清風亭で会合し、次の四箇条を決議した。(一)弥生倶楽部と自由党の事務所を別にすること、(二)議員の幹事兼任を解き「有志家」中より選考すること。(三)「有志家」の精神的団体を組織し二・七の日を以て会合す

べきこと、(四)「諸議案」を以て常議員会開会を幹事に向って促すこと。その他、立憲自由党中に「首領」を置くかどうかも問題になったが二月二日の会合に持ち越された。大井らは衆議院議長・副議長選をめぐる弥生倶楽部内の混乱をみて弥生倶楽部にかわって立憲自由党をリードする院外者の団体の設立を目指したのである。これが二七会の事実上の始まりであった。

一月三日(二日には開かれず)の二七会第二回会合には星亨が参加した。他に石塚重平(党幹事)・田中賢道(党幹事)らも含めて前回と同じ山王清風亭に密会した(大井は出席していない)。

星は議事の最初に、「本会ハ有志者ノ集合ヨリ成リ立ツトハイヒ代議士中ニモ吾々ト志ヲ全フスルモノ鮮カラサルヘシト信ス、且分業法ニヨリ吾々同志者カ議院以外ニ於テ運動ヲナスハ頗ル可ナルヘシト雖トモ、或ハ代議士中不満ノ感情ヲ懐クモノナシトモ保証シカタシ、就テハ一応ハ議員倶楽部へ此事ヲ通シ置ク方至急ナル可シ」と、当日の会合の了解を直に弥生倶楽部に求めることを提案した。しかし「急激ノ連中」は頻りに反対を試み遂に大多数を以て通報しないことに決した。

また小山久之助が運動の一つとして今月中に同志者の大演説会を開くことを提案すると、星は賛成し演説会の内容として条約改正問題(特に青木周藏外務大臣を中心とした改正交渉に関税自主権の問題が欠如しているようにみえること)を中心とすべきこと、また条約問題は党派問題でなく国家問題に属することを次のように述べた。

「演説場ノ標準トシテ第一着ニ条約改正、地租軽減、政費節減、撰
 挙法改正ノ四ヶ条ノ問題ヲ以テ大ニ与論ヲ喚起スヘシト、尚条約
 問題ノ如キハ立憲自由党調査委員ニ於テ(星其筆)出来得ル丈調査
 ヲ遂ケ充分ノ材料ヲ探リ出シテ与論喚起ノ手段ヲ取ル可シ、調査
 スル所ニ依レハ我政府ハ我々ノ想像スル所ノ如ク条約談判ニ向ッ
 テ其歩ヲ進メ居ラサルカ如ク、関税ニ至リテモ回復ノ個条モナク
 之ヲ要スルニ我政府ノ外交上特ニ条約改正ノ如キハ対等条約ニハ
 アラサルヤニ承知セリ、若シ果シテ然ラハ我々有志者ハ死力ヲ奮
 テ大ニ天下ノ公論ヲ喚起セサルヘカラス、之カ与論ヲ喚起スルニ
 当リテ条約問題ハ党派問題ニアラスシテ国家問題ニ属スルヲ以テ、
 只タ自党ノ運動ノミナラス広ク何等ノ党派何等ノ人タルヲ問ハス
 之ヲ糾合シテ大ニ為スアルニアラサレハ其目的ヲ達スル能ハサル
 ヘシト」。

星の提案に対して多少の異論があつたが多数を以てそれに決した。
 また満場一致で左の事項を有志者の一運動として立憲自由党幹事
 まで請求する事に決した。

「一、來ル明治廿四年一月中一休問題ノ起ルヘキ時期ヲ見図リ臨時
 大会ヲ召集致シ度事

一、過日差出シ候遠藤秀景氏処分ノ儀ニ付至急御取計相成度事

一、党勢力拡張ノ為メ全国遊説員派出致度事」

これらの請求は委員菊地道太・大久保鉄作・中西光三郎(常議員
 ・和歌山県)外二八名の名で、一八九〇年二月五日付で二月五

日に幹事まで差出すことに決まつたのである。その他、今後二七会
 は芝山内第三号立憲自由党事務所で毎当日(二と七の日)午後六時
 より開会することになった。⁽¹⁵⁾ こうして二月三日の会合で方向を固
 めた二七会は弥生倶楽部に対して公然と会を開くことになつたので
 ある。

二月三日の二七会第二回会合で注目すべきことは第一に、星は
 会合が弥生倶楽部に秘密に行われていることから、その方向が固ま
 る前に前もつて弥生倶楽部に通告し、大井派の独走を抑制しようと
 したが、その試みが失敗したことである。

第二に、星は二七会が地租軽減・政費節減問題を強く主張し、山
 県内閣と立憲自由党が正面衝突することを避けるため、運動の目標
 として条約改正問題を最優先することを強引に働きかけ、一応その
 場ではそれに成功したことである。この結果、「本会「二七会」カ
 前会ニテ決定シタル地租条例改正、撰挙法改正ニ加フルニ当夜ノ星
 ノ議ヲ容レ此ノ四項ヲ第一トシテ運動スルニ決」した。⁽¹⁶⁾

条約改正については立憲自由党に結集した愛国・大同・自由・九
 州同志会いずれの党派も関心が高く、立憲自由党の綱領にも「外交
 は対等の条約を期す」と明記されていた(第一章)。また九月二五
 日党の常議員会でも、立憲自由党青年委員伊賀幾何人外一〇名の人
 々より出された建議案「目下の大問題なる条約改正に付我党に委員
 を置き調査を遂げ一定の意見を發表する事」を採用し、投票をして
 大井憲太郎(旧自由)・林有造(旧愛国)・河島醇(旧九州同志会)

・河野広中(旧大同)・植木枝盛(旧愛国)の旧各政派の領袖かそれに準ずる有力者を調査委員に選んだ。¹⁹⁾星は二七会の参加者のうちにも共有されている党内の条約改正への関心を利用したのである。

もっとも一二月三日の二七会の会合において、星の条約改正重視の提案は、陸奥宗光農商務大臣と関係の深い星が山県内閣の存続のために国民の意を外交に注がせようとしているのだとの次のような批判もあった。

「[星の意見に] 駁スルモノハ星ヲ以テ暗ニ陸奥ノ意ヲ受ケタルモノト推シ、現政府ノ内情ヲ知ルモノニアラサレハ其実情ヲ極ムル能ハス、否ナ世評黨々トシテ尚ホ已マサル政府ノ策(国民ヲシテ意ヲ外交ニ注ガシメ自家ノ命脈ヲ持久セントスルハ現政府ノ策ナリト彼等ハ信スルナリ)ニ陥イリ、対等条約会ト全様ノ笑ヲ招クヘシトナシテ之ヲ駁セリ」²⁰⁾

これに対し星は当時の民党側の議会万能論・樂觀論につけ込む形で、地租軽減・政費節減・選挙法改正は容易に実現するとの見通しを述べ、政府を倒す手段として条約改正問題は最も重要であると左のように論じた。

「今や我等ノ希望ハ我党議ヲ以テ勝ヲ政府ニ制シ速ニ政党内閣ノ実ヲ拳ゲン事ヲ欲スルモノナリ、而シテ深ク現政府ノ内情ヲ察スルニ却テ甘心ヲ民ニ得テ政党者ヲシテ後ヘニ瞳若クシメントスルモノ、如シ、故ニ議院ノ議決ヲ見バ地租軽減モ全意スルナラン、政費節減も全意セン、又選挙法改正モ全意セン、如此ナレバ吾等

政党者ハ何ヲ以テ政府ヲ落シ入ル、事ヲ得ルカ、即チ条約改正ニアラサレハ能ハサルヘシ、抑モ条約改正ハ政府ニ取リテ大難物ナリ、又出来得ベカラサル事ナリ、故ヲ以テ我党ハ宜シク此ノ難問題ヲ以テ与論ヲ起シ国民ヲ味方トシテ政府ト戦フベシ、是レ現政府ニ勝ツノ道ナリ云々」²⁰⁾

欧米旅行で欧米の議会政治や政党の機能について詳悉して帰国した星がこのような樂觀的観測を真に考えるはずがない。星の戦術としての発言としてとらえるべきである。これに大井直系の小久保喜七(茨城県)はまんまと騙され、「小久保モ全様ノ意ニテ政府ト相対スルニハ難問題ヲ以テセサルヘカラス、条約改正ハ大難問ナレハ我党ハ力ヲ一ニ爰ニ集メ運動スヘシト論シ」、前述したように多数で星の提案は受け入れられたのであった。²⁰⁾小久保の姿勢には、大井派が地租軽減や政費節減を目標としているというよりも、倒閣から政党政治への手段としてとらえていることが再確認される。

一二月六日山県首相は衆議院本会議で施政方針演説を行い、予算中で歳出の大部分を占めるものは陸海軍の経費であり、これらは「主権線を守禦」し、「利益線を保護する」ために止むを得ざる必要の経費であると説明した。松方正義蔵相は、一八九一年度歳入は追加案をあわせて八三一一万四千余円(前年度より一九五万六千余円減)、歳出は八三〇七万五千余円(前年度より一八二万七千余円減)であること、予算追加案として提出した軍艦建造費は五二二万余円等(一八九一年度より向う五箇年に支出)、鉄道建設費は二五〇万余円等

(一八九一年度、九二年度の両年度に支出)、電信新設費一八万余円等(一八九一年度中に支出)で合計七八九万余円の額であること、この七八九万余円は好況の結果生じた一八八八年の歳計剰余金三六二万余円と一八八九年の歳計剰余金四二七万余円を臨時費として支出すること等を補足した。政府予算には民党側の関心の高い地租軽減は含まれていなかった。

続いて新井章吾(栃木県選出、旧自由党で大井派)外三二名からの質問に応じ、一月一六日の衆議院本会議で大山巖陸相と樺山資紀海相が答弁に立った。大山陸相は、日本の軍備の目的は「国権の防禦として自衛にあるものと断言致」すこと、陸海軍は「車の両輪の如く鳥の双翼の如く」、「主客の別あること」はないと答えた。また樺山海相は、平素海軍は拡張しなければならぬとの方針を取っており、目下日本に必要なのは一二万トンの軍艦で、希望する所は二〇万トンであること、一八九一年度の五二二万余円の軍艦建造費は老朽艦が出て軍事力が減却することを防ぐのみに止まること、一二万トンの軍艦は今後七年位の年数で整備することを希望することを述べた。

軍備に関する主な質問を行ったのは大井派の領袖新井章吾くらいであった。大井派は地租軽減や政費節減を強く主張しているにもかかわらず、新井章吾は軍備拡張を促すようなニュアンスさえ含んだ質問を次のように行った。

「陸軍は今日の程度に止めてはより進んで拡張しないのであるか、

又是より段々進んで拡張せんとするの御方針であるか、是より拡張せんとするならば如何なる程度にまで、陸軍を拡張せんとするの御方針であるか、其の程度如何を承りたいで御座ります、また海軍大臣の御演説では、専ら此の海軍を拡張する御論の様に承りました、陸軍大臣の御演説では、海陸軍共に拡張しなければならぬと云ふ御趣旨で御座りましたが、海軍大臣の方では海軍一本槍で御主張なされましたが、是は陸軍大臣の御趣意の在る所と海軍大臣の御精神の在る所とは、撞着致しはせぬかと私は思ふ、

「海軍大臣の御趣意の中に、十二万噸余船を増加せねばならぬ、七十五艘余もあつたならば、日本を守ることにも出来る、又攻むることも出来る、これ丈は拡張したいと云ふので如何にも感服します、併しながら此の二十万噸即船の數に致して、七十五艘余の船があつたならば、これで国の独立を保つのみでない、攻略するにも差支えないと云ふのは、如何なる標準に依つて、此の御判定なされたもので御座りませうか、各国の比例より御考を起しなされたで御座りませうか、其の標準を承りたいもので御座います」。

新井の質問の政府批判の齒切れが悪いのは、すでに述べたように大井派が列強と対峙し植民地を獲得するために軍備充実の原則に賛成であり新井もその考えに同調していたからである。この時期に積極的な軍備縮小を求める質問が大々的に登場しないのは民党の多くの代議士が新井に近い感覚を有していたからであろう。

条約改正に関しても新井等から「現今其の害を被つて居るところ

の治外法権は、どうして撤去するのであるか、海關税はどうするのであるか」等の質問がなされたが、青木外務大臣が長い答弁ながら、「外国政府と商議中にある所の事柄を申すと云ふことは、是は万国公法上の慣例に反くのである」るので答えられないという趣旨の答えをしたにとどまった(二月一七日、衆議院本会議)。保安条例廃止法案は二月一八日衆議院本会議の第一読会を通過し、集會及政社法改正案は二月二〇日衆議院本会議の第一読会で審議され、第二読会へ提出する修正案準備のために特別委員会に付託することが決められ、九人の特別委員が選出されたが、政府側との議論はなかつた。

こうした状況は、この時期に民党に好意的な『国民新聞』社説(一八九〇年二月二〇日)からさえ成果に乏しいと以下のように批判された。

議会の会期の約四分の一強の時間を終えたが、「何事をなして経過したる乎、吾人は古の哲学者にあらざるも空、空、空と叫はざるを得ず、此の間僅かに人意を快にしたるは、新井章吾氏外三十余名の山県内閣大政の方針に就て質問ありしのみ」、「堂々たる三百の頭路、佗の為に一大棍棒を喫し去らんとは、嗚呼訓練せざるの兵を以て戦ふ、散れざらんと欲する」、「此の如くに連戦連敗せば、議会の開設は、唯だ山県内閣の為に、一大勢力を添ふるの媒たるに止らんのみ」、「此上は」速に、蔽に、鋭に、其の議会の全力を挙げ予算案の一点に注げ、議会の生死一に此に存す」。こうして政局

の焦点は衆議院予算委員会の査定案作成に移ってゆく(次節で論じる)。

一方、立憲自由党内では、河野ら旧大同・旧愛国・旧九州同志会系議員たち(弥生倶楽部)と大井派との対立が続く。星は二七会にも参加しており、大井派と当初は公然とは対立をしていないが、すでに検討したように、この対立に関しては弥生倶楽部側に加担しているとみていい。

まず二月七日の立憲自由党常議員会では、臨時評議員会の決議を實行するため議員外にて常設委員五名を選挙し、幹事(党幹事五名と弥生倶楽部の幹事三名)及び弥生倶楽部の議案を整理する整理委員と合議し議内外の運動を勤むるものとす、との議案が二六対六で可決された。臨時評議員会は議会に関する必要な事項を評議する機関で、各府県選出の二名ずつの委員と代議士からの委員とで構成されているが、代議士の委員は各府県選出の委員の半数を越えないことになっており、人数的に院外者がまさっていた。また後述するように大井憲太郎・田中賢道(党幹事)・中西光三郎(党常議員・和歌山県)ら二七会員八人が臨時評議員であることが確認され、大井の力量からみて臨時評議員会は大井派がリードしていると推定される。立憲自由党幹事や常議員会は二月五日に二七会の設立とその建議(前述)を通告され、院外者の常設委員を設け党幹事や弥生倶楽部役員(幹事・整理委員)と合議する形を作り党内の調和を図ろうとしたと考えられる。

常設委員には選挙の結果、星亨(二七会員)だが潜在的に大井と対抗)・大井憲太郎(二七会員)・板垣退助・高橋基一(二七会員)・中島又五郎(二七会員)が選ばれた。また同日の常議員会で党幹事の田中賢道と石坂昌孝の二人が辞任したため、補欠選挙で星亨と大井憲太郎が当選した。

しかし大井は常議員会のこのような動きに反対であった。一二月の二七会において、大井は「常議員会ハ官風のノ会ニシテ此ノ二七会ノ如キ有志者ノ会ニ関スヘキモノニアラス、左レハ常議員ノ議決ハ命令ニ等シキ不当越権ノ所為ナリ」と論じ自ら常設委員になることを拒否した(この日の会合には大井・石塚重平(党幹事)・田中賢道(前党幹事)ら四十余名出席していたが星は不参加)。二七会は常設委員を取消すよう大井憲太郎・田中賢道以下四一名の連署で常議員会に建議した。

大井は院外者のインフォーマルな集まりである二七会を拠点に壮士なども使い弥生倶楽部や党幹事・常議員会に諸要求を突きつけ、また党の議会に対する政策立案機関である臨時評議員会をリードすることで、党や代議士への影響力の拡大を図り、急進的な政治改革を行おうとしていた。常設委員になり委員として枠をはめられ、弥生倶楽部や党幹部への批判がしにくくなるのを嫌ったのである。また現実には弥生倶楽部幹事・整理委員・党幹事・常設委員が会合すれば、人物の力量からも人数的にも大井派は弱体であり(第2表)、押え込まれる可能性が高かった。

第2表 反大井派と大井派

弥生倶楽部幹事	○河野 広中 (議員) ○大江 卓 (議員)	○加藤平四郎 (議員)
弥生倶楽部整理委員	○林 有造 (議員) ○河野 広中 (議員) ○不 明 (議員)	○鈴木 昌司 (議員) ○不 明 (議員)
党幹事 (星と大井は重なる)	△石塚 重平 ○片岡 健吉 (議員)	○重野謙次郎
常設委員	○星 亨 (二七会) ○板垣 退助 ×中島又五郎 (二七会)	×大井憲太郎 (二七会) ×高橋 基一 (二七会)

- 備考 1) ○ 反大井派 △ 不明 × 大井派。「河野広中文書」
 2) 旧愛国・旧大同・旧九州同志会系議員や有力党員は二七会に参加していない限り反大井派と推定。
 3) 星は二七会に参加しているが、反大井派であることは明らか。石塚重平は12月12日の二七会に参加するが後の動向からも派は不明。
 4) 弥生倶楽部整理委員の中にも新井章吾のような大井派の議員がいる可能性があるが、それは低く、いても少数である。

同じ一二月一二日の二七会は、立憲自由党臨時評議員会が山林・原野に至るまで地租を五厘減少させ地価の二分(%)とすることを決めたにもかかわらず、弥生倶楽部がそれに従わず田畑のみ五厘軽減の建議を議場に出したとして批判を出し、大井を含む一〇人を議

案を取消するための委員に選んだ。田畑のみ五厘軽減なら八〇〇万円、山林・原野に至るまで五厘軽減すると一〇〇〇万円の減税である。²⁰⁾一月の立憲自由党臨時評議員会は法案の細部の修正は議員にゆだねる決議をしており(本章第1節)、これは山県内閣と対決するために減税幅を大きくしておこうという思惑を背景とした大井派の言い掛りに近いものであった。

二七会からの批判に対し、一三日弥生倶楽部側から「事項ノ変換ノ如キ代議士ノ権内ニアル」との回答があった。そこで二七会側は、臨時評議員田中賢道・中西光三郎・大井憲太郎ら八人の名で翌一日午後六時に臨時評議員会を開くことを党幹事に請求した。また二七会全体の連署で同様の請求を行った。しかし党幹事は臨時評議員会開催を避ける方針をとり、一四日に臨時評議員会は開かれなかった。そこで二七会側は翌年一月一〇日に党大会を開くことを幹事に要求した。この結果、「自由党ハ議員ト議員外ノモノトノ感情日ヲ逐テ隔離ノ状ヲ呈シ」たのみならず、「今日ノ現況ニ依レハ(二七会に)星亨出席スレハ大井憲太郎来ラス、大井出席ト聞ケハ星亨欠席スル傾キアリテ兎角折合ハス、各其麾下ニ二七会ヲ引付ケントスルモノ、如ク、二人ノ間其軋漸ク外面ニ顕表スルニ至レリ」と、星と大井の対立が公然となった。

一月一八日の立憲自由党常議員会は二七会の執拗な要求により開かれ、党内の対立の処理が中心議題であった(幹事・事務員あわせて四九名出席)。議題は(一)二七会員大久保鉄作・中西光三郎・菊

池道祐から提出された来る一月三日に臨時党大会を開くこと、(二)七会員大井憲太郎・田中賢道他四名よりの常設委員設置を決めた常議員会議決取消建議、(三)大井憲太郎よりの党幹事に常設委員辞職の申出、(四)片岡健吉よりの衆議院請願委員長に当選につき党幹事辞職の申出であった。²¹⁾

(一)について、星亨幹事は「党議を實行せしむるは已に評議「臨時評議員会」あり又常議員もあり事足るなり、今地方より代議員を集めて大会を開くとも只これのみならば何の効力もなかるべし」と反対したが、中西より原案賛成の演説があり討議の末大多数で原案を可決した。大会提出議案の起草者として、この日の議長である鈴木昌司から、中西、大久保・田中の二七会員が推薦され、起草の上次の常議員会で時日を確定することになった。

(二)については、常議員会が議すべきことでないとの意見が多数で建議者に返戻することになった。

(三)については、常議員会の決議で幹事の就任を勧告することになった。(四)については、後任を選考し西山志澄(旧愛国公党、高知県)が当選した。

このように、第一に常設委員設置では常議員会は星や弥生倶楽部を中心とした勢力に有利な動きをしたが、今回は(一)において大井派に有利な決定を下し、(二)において大井派の主張を退けたように、常議員会は両派いずれにも傾かず、党大会にすべてを委ねる判断をしたことがわかる。しかし臨時党大会を開くことが決まり、議案起草

者に大会開催を要求した二七会員が指名されたことで、大井派はこれまででの劣勢を一気に挽回できる可能性をもった。

第二に、衆議院請願委員長就任のため党幹事をやめるといふ片岡の行動から、党の最有力ポストである幹事も、重要なポストとして確立していないことが再確認される。また片岡と同系統の西山の就任から、五つの幹事ポストは党内の旧政党系列や派閥を一応配慮して選挙されていることも再確認できる（関東の石坂昌孝、二七会の田中賢道が幹事をやめ、関東の星亨と二七会頭領の大井憲太郎が幹事となったことも、幹事強化の側面以外にこのルールの適用でもある）。

以上の事実から、従来通説（冒頭の鳥海論文）のいう党代議士集団（弥生倶楽部）对党機関（大井派）の対立という図式と異なり、大井派は党機関のうち臨時評議員会には十分な影響力を持ち得たが、党幹事や常議員会を従属させることができなかつたこと、しかし自由党議員の団結が弱く、党幹部を中心とした党内秩序も確立していないため、大井派は二七会といふインフォーマルな集団を使つて一時的に自由党をリードしただことがわかる。星は大井派を抑えようと活動するが、帰国間もない星の影響力は十分でなかつた。

3、政府との妥協派の登場と大井派の矛盾

衆議院予算委員は立憲自由党（弥生倶楽部）三六人、立憲改進黨（議員集会所）一六人、大成会八人、陸奥派一人、無所属二人であ

った。政府予算が衆議院に提出されると、それらを審議するための予算委員会が二月六日に発足した。大江卓委員長（弥生倶楽部）は委員を第一科（大蔵省）・第二科（外務省・司法省）・第三科（内務省・文部省）・第四科（大蔵省、第一科に所属する以外の事項）・第五科（海軍省・陸軍省）・第六科（農商務省・逓信省）の六つに分け、各科ごとに審査したものを総会でまとめる方法をとつた。

予算委員会内は政党間対立ではなく、大江卓・竹内綱ら弥生倶楽部の一部および中村弥六ら大成会等、政府と妥協のできる範囲で五〇万円程度の予算削減をしようというグループ（少数派）と、予算で官制改革まで立ち入つた改革案を提示し六〇〇万円―一〇〇〇万円を削減しようとする多数派に分かれた。

大江・竹内らの考えは、憲法六十七条で「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出」は政府の同意なくして議會は削減できないので、予算委員会が政府提出の予算案について主として審査すべき条件は、一、予算編成の当否如何、二、歳入歳出の款項が法律勅令に準拠せるや否、三、支出費目の相当なるや否、四、既往三四年間の予算決算現計に比較し増減の理由如何、五、新事業費存廃等の箇条、である。官吏の増減等の官制改革は予算の審査においてすべきでなく、まず衆議院から政府に建議案を提出して別の形で実施を求めるものである、ということであつた。民権運動の理論家であつた植木枝盛予算委員（旧愛国公党）も、二月二〇日の委員会で「仮令ハ此処デ会計局ヲ廃スルトスルモ、政府ハ必ズ之ヲ廃スルト極ツタモノデ

ナイ、政府ハ我々ニ同意ヲシテ廃スレハ、⁽¹⁴⁾格別此処テ議決シタカラト云ツテ、廃シテ仕舞ツタト云フコトハ出来ナイ、ソレヲ廃シタト思フモノガアルナラバ、其ノ人ハ夢ヲ見テ居ルノデアル」と、予算審査の法律的境界を認める点で大江・竹内らに近かった。

同じ頃、大江・竹内らと近い林有造(旧愛国公党系領袖)は、条約改正の問題から政治混乱を恐れ、次のように政府との妥協を求めていた。

「当年ノ議會ハ将来ニ模範ヲ胎ス大切ナル、初期ノ議會ナル而巳ナラス多年国家ノ大問題ナル条約改正ノ難物モ眼前ニ横ハル時期ナルカ故、政府議會ヲ問ハス国家ノ為メ互ニ私見ヲ棄テ私怨ヲ去リ相共ニ讓歩シテ円滑ノ結果ヲ見ル事ニ尽力スヘキ」、「兎モ角解散ノ命ニ逢フ上ハ已往ヲ問ハス解散後ノ運動ニ従事セサル可ラス、一度二度ハ猶可ナリ、解散三度ニ及フ時ハ遂ニ国家ノ擾乱ヲ醸スルニ至ルヘシ」。

予算委員会は議院法第四十条により一五日の期間以内で審査をすることになっており一二月二〇日がその最終日である。二〇日を前にして「九〇〇万円以上」の削減案として査定案が成立する方向であった。⁽¹⁵⁾これは恐らく特別会計に移し名目上減少する預金利子約一四〇万円を含めた数字と推定され、実質的には約八〇〇万円削減(地租を五厘減少させるのに必要な財源)を目指していたと推定される。これに対し大江卓・竹内綱・植木枝盛らは官制改革を伴う大削減を含む査定案成立を次のように妨げようとした。

「十九日ニ至リ其ノ会ヲ開クヤ形勢全ク一変シ大江卓ヲ始メ竹内綱・植木枝盛等ノ人々ハ故ラニ無益ナル質問ヲ為シ、如何ニシテモ全体ヲ纏メル事ヲ妨ケ、且ツ各科ノ調査ニ向テ官制ニ立入りタルハ権限外ナリトカ或ハ政府委員ノ説明不十分ナリト兎角ニ委員会ヲシテ運ヒノ付カヌ様ニナシ、終二十九日ノ夜十二時ヲ過クルモ纏ラス、翌日ハ愈ヨ十五日目ナリ、午前ヨリ委員会ハ愈纏マラス」。⁽¹⁶⁾

結局衆議院予算委員会は期限である一二月二〇日までに査定案をまとめることができなかつた。そこで衆議院はあらためて七日間の期間をもつて同一の委員に再付託した。予算委員会総会は二二日(二七日まで連日行われ、査定案が作成された(査定原案に反対で官制改革を伴わない五四四万を目安として政費節減をする案への支持者は委員長を除き一二名あつた)。査定案は経常部総計で約八八〇万、臨時部で約六〇万、合計約九四〇万削減するのであるが、預金利子約一四〇万を特別会計に移しかえた名目上の削減があるので、それを除いて約八〇六万円であつた。⁽¹⁷⁾これは田畑の地租を五厘軽減するに足る額である。こうして弥生倶楽部の議会への目標である額と同様の額が予算委員会の査定案となつたのである。

一八九一年一月七日弥生倶楽部は総会を芝山内弥生館で開き、査定案を支持する評決を出した(出席者六十一七十名)。二七会も立憲自由党事務所で開催を開き、今日弥生館で立憲自由党議員が決議した査定案の議院通過をはかるため、会員は同案に不同意の議員に対し同意を求めること等を決議した(出席者二名)。⁽¹⁸⁾すでに述べ

たように前年一月中旬二七会は、弥生俱樂部が田畑のみ地租五厘軽減の建議(八〇〇万円減税)を議會に提出したことを、言い掛りのような形で批判し、両者の対立は激化していた。この日二七会が査定案支持に方向転換したため、両者の対立は解消され、政府と正面から対決することで急進的な政治改革路線に進んでゆこうという大井派―二七会の意図にそい政局が流れてゆくかに表面上はみえた。しかし急進改革路線を目指す大井派にも大きな問題があった。

それは第一に、大井派の活動資金が不足し、その最高幹部の大井憲太郎や新井章吾(栃木県選出代議士)までもが次のように困窮に陥り出したことである。

「新井章吾ハ去十一月中大井憲太郎ト連帯八百円ノ金ヲ芝口三丁目ノ某ヨリ連借シ、尚ホ八百円ノ借用ヲ申込タルニ諾セサルヨリ、大井ト共ニ通信大臣ノ秘書官藤田四郎ヲ訪ヒ伯ヨリ金一千円借用方ヲ依頼スレトモ伯ハ承諾セサリシ、而レトモ尚ホ二三日ノ後新井章吾ハ再ビ藤田ヲ訪ヒ、何卒足下連借人トナリ(伯ニ後藤ヲ指ス)何レヨリカ五百円丈借用ノ周旋方ヲ強請セシモ、藤田ハ秘ニ思フ、彼等ニ借サハ迪モ取ルヘキ見込ナシト心付キタレハ、五拾円位ニ満足シ得ヘクンハ証書等ハ必用ナキニヨリ進呈ス可シト答ヘタルヨリ、新井ハ更ニ岩崎万次郎「栃木県選出代議士、旧自由党」ト連帯シテ五百円ノ周旋方ヲ駿河台東紅梅町ニ住スル鹿兒島県人伊集院朝直ニ依頼シタル由ナレトモ、是トテモ本人等ノ望ニ応セサルカ如シ」。

右の情報が細部にわたってどこまで正確かは密偵の能力にかかってくるが、後藤通相と大井のつながりについては西潟為蔵(新潟県選出代議士、旧大同俱樂部)の証言があり、大井たちが経済的に苦しんでいることは間違いないと思われる。このことは大井派の勢力の中心である二七会や壮士の活動資金がなくなり、彼らの活動が衰退してゆくことにつながる。実際一八九一年一月後半になると資金難から壮士が分裂し対立を始め、二七会も二月上旬に解散せざるを得なくなった(第三章2節で詳述する)。

経済的に困っているのは大井派のみならず、「立憲自由党は」今日解散ノ命ニ逢ヒ改撰ヲ行フニ至ラハ今日ノ如ク再ヒ議員ニ出ル能ハサルヤモ知ル可ラス、回顧スレハ曩ニ撰挙ノ競争ニ於テ資産ヲ傾ケ、或ハ身不相応ノ負債ヲナシ辛フシテ得タル議員ノ資格ヲ一朝水泡ニ帰セシメサルヘカラストノ卑屈心ヨリ、此頃ハ温和派勢力ヲ占メントスルノ傾キアリ」と、かなり多くの議員であり、解散を恐れる空気も広まりつつあった。議員の窮迫の原因は、彼らは総選挙や東京での議会活動の費用がどの位必要なものなのか初めてのことで十分な予備知識を持っていなかったからであろう。いずれにしても、すでに述べた星や大江・竹内・林らが解散やそれに伴う政治の混乱を避けたいとした理由、すなわち条約改正問題や国内の経済力充実優先等に加えて、議員の経済的困窮は、彼らに支持者である地主向けの査定案賛成という表面上強気のポーズとは逆に、内面で解散を避けたいという気持を醸成したと思われる。

- (1) 有泉貞夫『星亨』(朝日新聞社、一九八三年)一三七―一四七頁。
- (2) 『国民新聞』一九九〇年一〇月七日。
- (3) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一九九〇年一〇月二四日、発秘六九六号(前掲「中山寛六郎関係文書」)。
- (4) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一九九〇年一〇月一八日、発秘六二二号。
- (5) 『大同新聞』一九九〇年一〇月二二日、二二日。この宴は河野広中が発起人総代で、立憲自由党の代議士ら約一〇〇人が出席。大同新聞は立憲自由党の旧大同倶楽部系機関紙。
- (6) 星を理念のない利権政治家としてとらえる見方は、星が一九九〇年代後半に憲政党のリーダーとして活躍する頃から、マスコミや反対党、政党に批判的な貴族院などに普遍的であり、前掲、有泉貞夫『星亨』などの近著を除き、その後の研究においても通説となってきた。しかし、拙稿「立憲政友会創立期の議会」(古屋哲夫他編『日本議会史録』第一巻、第一法規出版社、一九九一年)で示したように、憲政党のリーダーとなった星は、板垣ら土佐派に指導された、単に官職の配分を政府から受けるといふ狹官中心で行き詰まっていた党の体質を変え、公共事業を振興させ、その担い手に自由党がなることで、産業振興と自由党の発展を図るといふ様式に転換させようとしたのであった。この転換は日清戦後の産業革命の進展に政党を適用させようという試みでもある。英
- 会話が余り得意でない星は駐米公使時代(一九九六年四月―一九九八年九月)の渡米中もっぱら読書と新聞でアメリカ合衆国の政治や政党について研究したと推定されるが、たとえば星の在米末期のニューヨークタイムス(The New York Times, Jan. 1, 1898 (Mar. 31, 1898))の記事は、ニューヨーク市における公共事業の重要性と運河問題などの政治の不正の刷新を提示するものが多く、それらは一九九八年八月に帰国した晩年の星に影響を及ぼしたと思われる。一九九〇年一〇月欧米から帰国直後の星がアメリカ合衆国の政治のスポイル・システムやマシーンに批判的であったことは右の星理解と軌を一にする。星が横浜埋立スキャンダルや東京市会疑獄事件などで攻撃されたことのみで彼に政治理念の欠如をみることは性急すぎるとらえ方といえよう。
- (7) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一九九一年二月四日。もつとも同じ探聞は後半で、「星は」政府ニ対スル急激手段ハ断念ノ傾キニ進メリ、然レトモ一挙ニ改革ヲ為シ遂ケ得ヘキ最近ノ手段アラハ其機ニ投セントノ熱ハ今ニ切ナリト云フ」と、政府の出方次第では星は対決に出る可能性も指摘している。このように星は政府との提携が基本で場合によれば対決も辞さないという姿勢で、政党勢力の政治参加の拡大および政党の要求と藩閥政府の主張の調和を図ろうとした。その行動パターンは第二議会における第一次松方正義内閣と自由党他民党の対決以降確認される。

(8) 旧愛国公党系の機関紙『自由新聞』社説「憲法発布第二年紀」

(一八九一年二月一日)は、条約改正問題の立場から第一議会が解散を避けて無事終了すべきことを主張している。河野広中も第一議会閉会后、同様の空気が広くあったことを証言している。

(河野磐州伝編纂会『河野磐州伝』下巻、河野磐州伝刊行会、一九二三年、一五四―一五五頁)。むろん大井憲太郎派は右の範疇に入らないが弥生倶楽部を中心とした立憲自由党主流派(反大井派)の者は多かれ少なかれこのような感覚を有していたことであろう。

なお、M・W・ステイル氏も、第一議会にあたり、政府も反対派も共に新しい政治体制を活動させ実行することに自らを賭けており、政党運動の主流が、政治権力に関与するためにイデオロギ―的純粋性を犠牲にしたことを指摘している(M・W・ステイル「議会政治の誕生」、坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版社、一九八五年、所収)。村瀬氏も、自由党全体に東洋最初の議会を失敗に終わらせてはならぬという強迫観念があったとしている(村瀬信一「第一議会と自由党」『史学雑誌』第九五編第二号、一九八六年二月)。

(9) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年一月二日。議会にむけての党としての政務調査は九月二五日の常議員会で衆議院議員中より六名、常議員中の院外者より六名の政務調査委員を選んで行うことになり、九月二七日までに大井憲太郎や河野広中など有力者を中心とした委員が選出された(山県有朋

総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年九月二十九日、発秘五八〇号、『国民新聞』一八九〇年九月二十八日)。しかしこの委員会はほとんど機能しなかったようである。一〇月二四日の常議員会で九月一五日の党創立前から立案されていた立憲自由党政務調査仮規則が可決され、九月二五日の政務調査委員は消滅し、臨時評議員会が作られた。この会は、各府県ごとに二名ずつ選ばれた臨時評議員と、衆議院議員から選ばれた各府県選出の臨時評議員の半数を越えない数の臨時評議員で構成され、「帝国議会ニ関スル必要ノ事件ヲ評議スル」ことになっていた(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年一〇月二四日、『国民新聞』一八九〇年九月一〇日)。

(10) 『国民新聞』一八九〇年十一月二日。星の原案にありながら臨時評議会の議題にならなかつたものは、「省令等違犯者ニ対スル体刑ヲ廃止スル事」・「憲法第六拾七条ノ解釈ヲ一定スル事」・「文部省ヲ廃シ内務省ヘ文部局ヲ置ク事」である(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年十一月二日)。郡制については、山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』(弘文堂、一九九〇年)第二章、第四章、第五章に詳しい。

(11) 『国民新聞』一八九〇年十一月十七日。星の原案とされるものには、地租に関し「市街地ノ地租ヲ加重スルヤ否調査スル事」、「地租五厘方ヲ減スル事、但政費ヲ節減シ及ヒ新ニ増加スル歳入ノ高ヲ以テ減額ノ定度トナス」と、市街地の地租の増加の検討が

- あること、地租五厘減を目標とするが場合によれば減額の程度を減ずること、一部農村部で地租増徴となる地価修正は入っていないことが特色である(前掲、一月二日の探聞)。一月一日の臨時評議員会に提出された案は、「地租条例第一条を改正し地租は五厘を減ずる事」と地租五厘減がより明確な目標とされたこと、「地租定率を減ずると同時に全国中非常に地価の低廉なる諸府県の地価を引上げる事」と、党内の地域対立を引き起こしかねない農村部の地価修正も加えられたこと、「市街地及其他の宅地税は其税法を变革し収益を目安として課税する方法となす事」と市街地課税の強化が原案から受けつがれたことが特色である(『国民新聞』一八九〇年一月二日)。それが党の方針としては「地租条例第一条を改正し地租は五厘を減ずる事」のみが残され、減税色がより強くなった(同前、一月一七日)。これは党内や民党間の合意を得るのが容易になる反面、政府との予算面での妥協が困難になった。村瀬氏の研究によると、一部農村部の地価引上げを伴う地価修正を主張したのは植木枝盛・林有造ら旧愛国公党系グループである(前掲、村瀬信一「第一議会と自由党」)。
- (12) 『国民新聞』一八九〇年一月一七日。
- (13) 衆議院・参議院「議院制度七十年史・政党派派編」(同院、一九六一年)二五三頁。
- (14) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九〇年一月一七日。
- (15) 同右、一八九〇年一月二四日、発秘第八四五号、同前一八九〇年一月二四日。代議士でも党幹事でもない大井と星が予選会を招集し特別に出席したことは、彼ら二人がインフォーマルな党の最高幹部になっていることを示す。
- (16) 『国民新聞』一八九〇年一月二六日、二七日。
- (17) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九〇年一月三〇日。次回の二七会の会合でも会長は決められなかったが、大井が事実上の会長である。
- (18) 同右、一八九〇年二月四日。一月二九日と二月三日の二七会の会合参加者名と『国民新聞』(一八九〇年九月一六日)の立憲自由党常議員の姓名等から会員の概略を示すと、大井憲太郎・中島又五郎(常議員、東京府)・田中賢道(党幹事)・小山久之助・大久保鉄作・井上三郎・平嶋松尾・小久保喜七(茨城県)・畑下熊野(和歌山県)・龍野周一郎・前川虎造(和歌山県)・星亨・高橋基一(常議員、島根県)・石塚重平(党幹事)・山田猪太郎(常議員、秋田県)・高橋庄之介・村田豊(常議員、滋賀県)・野沢雞一(福島県、星の門弟)・尼子義久・千田軍之助(和歌山県)・佐藤晋禪・北川定彦・多田怒助(長野県)・矢ヶ崎喜四郎・西沢喜代三郎・滝沢助三郎(常議員、長野県)・川瀬徳次・飯田大太郎・菊池道太・石井信・山中茂(常議員、福岡県)・中西光三郎(常議員、和歌山県)・手代木保周・瀧岡駒吉・安瀬敬三(常議員、福島県)。二七会員の階層を和歌山県を例に示すと、県の立

憲自由党員中の最有力者クラス（代議士・貴族院議員になるクラス）が千田軍之助・中西光三郎で、後には代議士に当選するものの、この当時は年齢的にも経歴的にも壯士中のリーダー格が畑下（山口）熊野・前川虎造で、それより下の単なる壯士は参加していないようである（和歌山県の政治状況と彼らの位置については、拙稿「自由党・政友会系基盤の変容―和歌山県を事例に―」、山本四郎編『近代日本の政党と官僚』東京創元社、一九九一年刊行予定、を参照されたい）。他府県にも府県の最有力者クラスである常議員が七名も確認されることから、二七会は府県最有力者クラスから壯士のリーダー格までが参加した団体と推定される。なお、青木外相が一八九〇年二月末までに英国公使等に示した条約改正案は、(一)治外法権を撤廃すること、(二)外国人に日本での土地所有権を認めないこと、(三)輸入品の協定税率を従来の従価五分から平均従価一割一分に引き上げて、条約有効期間である一二年間継続する等であった（日本学術振興会編『条約改正経過概要』日本国際連合協会、一九五〇年、三〇七―三一四頁）。これは関税自主権を回復する代りに当面関税を引き上げ実質的経済利益を確保しようとするものであった。また本文の建議遠藤秀景（石川県選出代議士、旧大同倶楽部）処分の事とは、後藤農商相につながり策動している遠藤の除名の建議が出たが石塚重平（党幹事）や星亨に反対され実施されていないことについてである（前掲、探聞、一八九〇年一二月四日）。星や石塚は遠藤の除名により立憲自由党が衆議院

第一議會期の立憲自由党(伊藤)

の過半数からさらに遠ざかることを憂慮したため処分慎重論になったと思われる。

(19) 『国民新聞』一八九〇年九月二十六日。

(20) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年一月四日。星と陸奥との関係は一八六九年陸奥が兵庫県知事るときに何礼之が星を陸奥が興す神戸の学校の英語教師に推挙して以来の長いものであった（前掲、有泉貞夫『星亨』二六一―二四六頁）。なお星の帰国直後から、星が帰国したのは陸奥あるいは後藤が呼び返したのであり、星が渡辺公使の留守宅を高い家賃で借り受けているのは政府から資金が出ているからだ、と陸奥農商相や後藤通相と星の関係を論ずる噂が出ていた。

(21) 衆議院本会議一八九〇年二月六日（大日本帝國議会議刊行会『大日本帝國議会議誌』一、同刊行会、一九二六年、四六九―四七〇頁）

(22) 衆議院本会議一八九〇年二月一日（同右、一、五一六―五一八頁）。

(23) 衆議院本会議一八九〇年二月一日（同右、一、五一八頁）。

(24) 星についてはすでに述べた。約二年後であるが板垣退助自由党総理も「海軍拡張策」（党論）を主張した。板垣は世界一流の海軍国は英国・フランスでイタリア・ドイツ・ロシアは第二流である、「我国ノ海軍ハ世界中ニ在テ第二流ニ位スルモ、東洋ニ於テ第一流ノ勢力ヲ得ハ亦タ以テ世界第一流ノ海軍國ト匹敵スルヲ得ベシ」

と、とりあえず東洋における有力海軍国を目指し、英国は一〇〇万トンの海軍を備えるも東洋艦隊は九万トンにすぎず(大型艦は八四〇〇トン一隻)、清国は六万四〇〇〇トン(大型艦は七四〇〇トンが二隻)、ロシアは二九万トン余を保有するが、全国に数艦隊に分れて散在している。「今や一万吨内外ノ甲鉄艦六隻ト之ニ副フノ巡航艦及ビ水雷艦等合セテ十万吨ヲ新造セバ、現在ノ軍艦五万噸余ヲ之ニ加エ凡ソ十五万吨ノ軍艦ヲ有スルヲ得ヘシ、是レ東洋ニ於テ第一流タル者ナリ」(『自由党党報』第二五号、一八九二年一月二五日)と、第一議会の樺山海相の七年後の目標一二万トンと希望二〇万トンの間の一五万トンを建艦の目途とした。リベラリストとして名高い改進黨の領袖尾崎行雄も、「改進黨と自由党と争つたのは矢張り感情問題でありますか」との問いに、次のように答えている。「主に感情でしょう、根拠がない」、「第一期議会に於ては政府との大衝突となった、実行の上に於ては少しも違はなかつた、唯自由党では海軍々備の拡張を主張した、併し私共は之に反対した、大隈侯「当時は伯爵、一九一六年に侯爵―伊藤注」はどうであつたか、私共はモウ大隈侯の意見など聴かんで自分の意見で反対した、理由は今の海軍は日本の海軍でなく、薩派の海軍である、陸軍は長州の陸軍である、さう云ふ陸海軍の軍備の拡張をする必要はないと云ふのが、私の主張であつた」(憲政史編纂会「尾崎行雄先生談話速記」第二回、一九三八年五月一〇日、「憲政史編纂会収集文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。一八八

七年に有名な『三醉人経綸問答』を著した中江兆民でさえ、一八九一年四月には大井派の『あづま新聞』に寄稿して、「余の馬城君「大井憲太郎―伊藤注」に於ける前にハ同窓の学友たり、今ハ同主義の政友たり、自由党に在て最も急進なる一派の領袖なり、余少々たる一文士なり」(一八八一年四月二二日)と、大井派に近いことを公言している。また中江は大井派幹部新井章吾を社長とする『自由平等経綸』の主筆となつた(『あづま新聞』一八九一年四月一七日)。松永昌三「中江兆民」(柏書房、一九六七年)は兆民が新井らと「自由平等経綸」を發行したことは述べているが、大井派との關係については特に考察していない。今後の課題の一つである。

(25) 『大日本帝國議会議誌』一、五二九―五三七頁。

(26) 同右、五五二―五五四頁、五六二―五六六頁。両法案は衆議院で可決されたが、貴族院では不成立であつた。

(27) 『東京日日新聞』一八九〇年二月九日。

(28) 同右。

(29) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年二月一五日、発秘三六号。

(30) 同右。『東京日日新聞』一八九〇年二月一四日、二月一六日。

(31) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年二月一五日、発秘三六号。

(32) 『国民新聞』一八九〇年二月一九日、『東京日日新聞』一八九〇年二月一六日、一七日、一八日。なお前掲の国民新聞は当日

の会合を「評議員会」としてあるが内容から常議員会の誤り。

- (33) 大江卓の説明、衆議院本会議一八九〇年二月二〇日〔大日本帝国議会誌〕一、五六七頁。

- (34) 『東京日日新聞』一八九一年一月一四日、一五日。『帝国議衆議院委員会議録・明治篇』一（第一・二議会）（東京大学出版会、一九八五年）五五頁。

- (35) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年二月二日、秘四四号。

- (36) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年二月二四日。

- (37) 同右。前掲『帝国議衆議院委員会議録・明治篇』一（第一・二議会）には一九九日の予算委員会の議事録が収録されていないが、二〇日の予算委員会総会での委員の発言内容から一九九日にも開かれたことが確認される。

- (38) 一八九〇年二月二七日の衆議院予算委員会総会（前掲、『帝国議衆議院委員会議録・明治篇』一、第一・二議会）。「明治二四年度歳出総予算査定書」（河野広中関係文書）国立国会図書館蔵（政資料室所蔵）。実質的な査定額は八〇六万三二九六円六一銭一厘である。従来、査定案に関し八八八万円や七八八万円という数字が使われることが多いが、それらは誤りである。

- (39) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九一年一月九日。秘第八号。

第一議会期の立憲自由党（伊藤）

- (40) 同右、一八九〇年二月三〇日、秘第五八号。

- (41) 「その後明治二十三年七月一日、初度の衆議院議員選挙あり。……（中略）……この時には前陳のごとく後藤伯は台閣に在りて政府者の一部たり。旧党友を援けて己のが爪牙となし、もつて勢力を張らんと欲し、すでに大井憲太郎・山際七司、遠藤秀景、稲垣示、八木原繁社、前田案山父子等の諸子を収めて党与と為せり。その際一日山際氏より勧誘せられたることあり。その趣意に曰く、後藤伯追つては自己一手にて内閣をも組織せんとする雄図あり、その運動費のごときは世に知れ渡りたる大金穴を擁し居ることなれば、五十万円や六十万円の金円はたちどころに弁すべし、御互い国会議員として単に歳費のみにては一身を政治運動に委ね切ることとても及ぶべからず、ゆえに相共に伯の幕僚たらば公私両途の發達に善からずやとの事なりき。僕は山際氏の利を説くをいさぎよしとせず決して承諾せざりし」（傍点は引用者）（西潟為藏君談話の二（本人検閲）、一九二一年二月、野沢雞一筆記、野沢雞一編者『星亨とその時代——2』平凡社、一九八四年、二六六―二六七頁）

- (42) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九〇年二月二五日。同前、一八九〇年二月二日、発秘八六六号「議員の窮迫」にも議員が経済的に困窮に陥っている様子が示されている。

第三章 星亨の権力掌握と大井派の衰退

1、立憲自由党臨時大会への星亨の動向

民党の間で査定案支持の声が高まってくると、一八九一年一月九日松方蔵相は査定に不同意の旨を予告した。立憲自由党内は査定案支持派（「硬派」）に対し政府との妥協を求めるグループ（「軟派」）の動きも公然となってきた。

一月一〇日頃、警視庁は立憲自由党内に査定案支持を明確にしていない代議士は五二名いるとみていた。所属議員の四〇％である。その特色は判明する範囲で旧愛国公党派一九名（旧愛国公党派の五・九％）、旧大同倶楽部系二三名（同前の二・三・六％）、旧九州同志会系四名（同前の二・三・六％）、旧自由党系四名（同前の二・五・〇％）と、旧愛国公党派が人数的に多く同系からの比率も高い。次いで人数的には旧大同倶楽部系が多い。しかし大井の系統である数少ない旧自由党系代議士中査定案支持を明確にしない者が二五・〇％もいることが注目される。したがって、立憲自由党に参加した、種々の人脈で形成された四政派は、一八九一年初頭に査定案への対応をめぐり、新たに再組織されていったといえる。その際旧愛国公党派は妥協派の中心であった。二月二〇日に天野動議を支持し政府との妥協に導き（いわゆる「土佐派の裏切り」）、その流れの中で自由倶楽

部創設に参加した二九名中、右に述べた一月一〇日段階の警視庁の調査に二四名が含まれていることから、土佐派の核はこの時期に形成されたことがわかる。

さて妥協派の林有造・竹内綱・片岡健吉外数名は九日の電報で板垣の上京を促し一〇日板垣邸を訪れた。そこでは査定案が批判され、七日の弥生倶楽部の査定案支持の党議には黙従できないので、脱党して査定案に反対であることを天下に示すべきとの意見が出された。板垣は党議を重んじ「後図ヲ期す」ことを求めた。翌一日片岡健吉宅での討議をへて林・片岡らは自由党にとどまり院外で自説を主張することになったが、竹内は脱党を決意し、同日決行した。翌日大江卓も脱党届を提出した。

これらの動きに対し立憲自由党幹事（大井憲太郎・星亨・重野謙次郎・石塚重平・西山志澄）は、一〇日に「軟派議員」にむけ、「所謂弥生館ニ於テ決定セシ予算案ハ政務ヲ簡ニシテ政費ヲ節セントスル我党ノ党議ニ合スルノミナラス、曩日評議員ハ是等ハ我党議員諸氏ノ決議ニ一任スル事ト決セシニ依リ」、弥生倶楽部の決議は自由党の党議として見るべきとの書面を発した。

同日立憲自由党の「議員外在京有志」二二名が会し、査定案に合意しない議員「五三名」の居住地を七区に分ち二名又は三名を一隊として幹事代理として談判し、合意するか除党するかを選択を迫ることになった。同日から立憲自由党事務所で二〇名ずつ「壯年有志」を選んで議會を傍聴させることになった。また一日大井憲太郎

はじめ立憲自由党幹事は、「硬派」議員を助け査定案を貫徹しようとし、東北・九州・神奈川県・群馬県の壯士を集めた。

このように査定案が公表されると、大井派が査定案支持を掲げ二七会や壯士を使い一時的に党内の主導権を握った。すでに述べた一月一〇日の幹事通達の書面にみられるように、星も幹事の一員として表面上はこの動きを支持した。星の帰国を祝する宴での星の演説にみられるように(第二章一節)、星は「小党の分裂稀れ」ないギリスの政党政治を最も評価しており、当面は査定案支持の党の大勢の潮流に従い党を掌握することを目指すとともに、党の分裂を避けたいといえる。さらに一月一〇日の幹事通達には、院外者中心の臨時評議員会が弥生倶楽部の決議に一任するとあるように、星は査定案支持を利用して議員中心に党の秩序を回復する点では少し前進させた。これが星の路線として注目される第一の点である。

第二に以下の『自由新聞』事件で確認されるように、星は板垣退助や彼を盟主として仰ぐ旧愛国公党系中核部分との連携を、遅くとも一月中旬には基本路線として考えるようになったと推定されることである。一月一八日付『自由新聞』(旧愛国公党系)は、立憲自由党幹事が立憲自由党の議員に対し査定案は党議であるので議員はそれに賛同し党議に服従して運動すべしと通達したことにつき、それは議員外の人が議員の意思を束縛牽制することなので穏和の手段をとってそうならないようにすべきであると論じた。

この記事に対し、「立憲自由党ノ幹事等ハ大ニ怒リ」、立憲自由党

大会前の一八日の協議会で談判委員五名を選び、自由新聞社に記事を取り消させるか、もし応じなければ『自由新聞』は立憲自由党に關係しないと公示することになった。談判委員には、山田猪太郎(常議員、秋田県、二七会員)・奈良誠之助・斎藤珪次(常議員、埼玉県)・村田豊(常議員、滋賀県、二七会員)・前川虎造(和歌山県、二七会員)が選ばれた。協議会で自由新聞社への談判の動議を提起したのは大井派の前川虎造であり、談判委員にも大井派の人物が多いことから、この問題は幹事中でも大井により提起されたといえる。これに対し自由新聞社側は強硬であり、旧愛国公党系の分裂を恐れた立憲自由党側は、星亨幹事に板垣を訪れさせ調和交渉をさせた。しかし交渉は妥協をみず、一月一九日付で板垣と記事を起草した栗原亮一(三重県選出代議士、旧愛国公党系)は立憲自由党を脱党することを申し出た。星ら立憲自由党幹部はさらに板垣と会見し、一月二一日(立憲自由党大会三日目)に一八日の協議会で可決された自由新聞社への談判決議を取消すように導いた。こうして板垣は脱党を取消した。

この間、板垣と近い竹内綱(高知県選出代議士、一月一日に立憲自由党脱党、旧愛国公党系)が一月一八日に陸奥宗光農商務大臣と板垣の間を連絡を取って動いていることが注目される。

「拝啓陳者昨夜陸奥より板垣二廻候処、自由新聞ニ予算ニ付査定案ト菊池「侃二」大阪府選出代議士、旧大同倶楽部系」等之案トを再調査云々之事を掲載セシヨリ自由党ニ而談判委員云々之決議

ヲナセシト云事より、板垣よりも最早忍フ能ハスニ付本日ハ談判之上板垣も脱党届ヲナシ憤然自由党を明治之山獄党ト見テ之を排斥スルニ決意致居候ニ付(後略)。

星と陸奥の關係を考慮すると、星——陸奥——板垣——旧愛国公党系中核分子の連携が形成されてきた可能性が強い。

第三に星は前年一月中旬に大井派から出された臨時党大会開催要求を利用し、(一)議員中心のしかも幹部統制の強い形に立憲自由党の組織改革を実施すること、(二)条約改正問題を自由党の重要課題として根づかせることを目指した。同時期に登場する弥生倶楽部議員による連日の議場対策の集会も議員への幹部統制の強化の表れである。

すなわち、大井派の要求もあり、一二月二八日立憲自由党常議員会は、翌年一月一八日から東京で臨時党大会を開き、自由党の「目的及党議ヲ実行センガ為メ議院内外ノ運動方法ヲ考究スル」との通知を出した。審議の内容は(一)党則改正案(「星等ノ主張論ナリ」、(二)臨時評議員会に関する改正案、(三)運動ノ方針、(四)条約改正に関する諮問案である。

臨時党大会については一月一四日の常議員会(星幹事ら二九名出席、大井は出席せず)で次のように具体的に取り決められた。(一)大会は一八日に協議会を開き、一九一二月迄三日間開くこと、(二)一月七日に弥生倶楽部で決議された予算査定案を党議とし、それに反した行動を取っている末広重恭・井上角五郎を除名すること。その

他、大井憲太郎の党幹事辞任の申し出に対し留任を勧めること、常設委員は、板垣・大井・星・高橋基一の辞任もあり、また必要なくなったので廃することも決議された(常設委員廃止の意味については後述)。

注目すべきは、この常議員会で重野謙次郎幹事(旧大同倶楽部)が、党則第二条・第三条(幹事と事務員の規定)を改正し、新たに三名の総務を置き「全党一切ノ事ヲ総理専決セシメ」、別に幹事五名を設置し「総務ノ補佐トナシ」、且つ臨時評議員会規則を全廃する議案を臨時党大会に出すことを建議したことである。この建議案は星らが実際は起草したものであった。

新設が求められた総務は、従来の幹事の権限(「党務一切の責に任す」)よりも「全党一切ノ事ヲ総理専決」という形で大幅に権限を強化され、しかも五名から三名に人数が減らされ、相対的に強い指導力を党内に有するようになるはずであった。三人の総務に該当するのは民権運動以来の活動歴や、当時の実力から考え、板垣・星・大井の三人の可能性が最も高い。時期をみて星・板垣が連携して大井の急進的改革路線を二対一の圧力で抑え込み、総務の強い権限で党を指導すれば星—板垣ベースで政局は推移するはずであった。また大井派がリードしている臨時評議員会を全廃すれば、代議士の党内での優位がより明確になるとともに、大井派の衰退につながり、常設委員は総務に権限が集まった党指導体制を作れば不要になるものであった。

しかし中西光三郎(二七会員、和歌山県で大井派系)・後藤亮之助(常議員、三重県)・塩田興造(栃木県選出代議士、旧愛国公党系だが「硬派」等が、「今日ハ未タ之ヲ設クルノ時期ニ非ス、且黨員中ニ斯カル楷梯ヲ設クルハ不可ナリ」との意見等を出し、結局一四対一〇で総務設置を大会の議題としないことになった。しかしこれは大井派が常議員会で反大井派を圧倒したということではない。反大井派内の足並の乱れもあつたことが関係している。それは総務三名を設置するなら東北(旧大同倶楽部の中核)は河野広中を、九州(旧九州同志会の中核)は松田正久か山田武甫を三名中の一名にしたいと希望しており、板垣・星・大井が総務になれば自由党が分裂する原因となるとの危惧が強かつたからである。

星は総務設置に成功しなかつたが、立憲自由党議員への統制を強める組織改革等では成果を収めた。すなわち、一月一六日立憲自由党は代議士集会を開いた(出席者は大井・星・石塚・重野の四幹事と五五名の代議士)。星は「予算案ニツキ至急協議ヲ要スヘキ事アリテ此会ヲ開ケリ」とし、「議員一致ノ運動ニ関シ其方法ヲ講セントスル」ことを説明した。そこで、(一)査定案賛成者は帳簿に名を自署すること、(二)議会の議決は記名投票にすることを主張すること(無記名投票となつた場合は約を明にするため投票を挙示して投函すること)、(三)査定案が万一敗北したら「中和説」(約七一七万七〇〇〇円の削減、査定案と大江、竹内らの妥協案の中間案)を支持することが決定された。これら議場での議員統制の他、(一)弥生倶楽部の幹

事を廃止し事務は自由党幹事に一任すること、(二)議員は出院の前午前一〇時より毎日自由党事務所集會し院内運動を相談すること、(三)議員の運動について新たに整理委員三名を置くこと等が決められた。整理委員は幹事から新井章吾(栃木県選出、旧自由党)・駒林広運(山形県選出、旧大同倶楽部)・蒲生仙(鹿兒島県選出、旧九州同志会)の三人が指名された。整理委員は妥協派の多い旧愛国公党系を除いた旧主流四派のうち三派から各一名ずつであつた。

大井派は星の改革姿勢を、星が表面上査定案支持であり、議会で査定案通過を容易にする議員への拘束や、弥生倶楽部を党幹事の下におく弥生倶楽部幹事廃止を自らに有利と判断したことから、承認したと思われる。反大井派の議員たちも、前年一二月末の衆議院議長・副議長選以来一月中旬までの議会活動の混乱と成果の乏しさで、議員の統制の重要さに気づき始めていたことから、星の路線を受け入れたのである。すでに述べたように一年半にも及ぶ欧米旅行で欧米の議会運営の実態を詳知して帰国したことが星の強みであつた。星は立憲自由党の代議士への統制のシステムを創設し、幹事に権限を集め、党指導のプランナーとしてその中心的立場を確保した後、一月一九日―二一日の党大会で院外者の党への関与を大幅に削減する改革を決議することに成功した。

それは(一)自由黨員で両院議員である者は総て常議員会に参列し発言や討論の自由があること(但可否の数に入ることを得ず)、(二)臨時評議員会を廃止し、其評議すべき事項は常議員会に移すことであ

る。⁽¹⁶⁾ (一)により反大井派と大井派がほぼ拮抗している常議員会内に、代議士(弥生倶楽部、反大井派)の影響力を増大させ、(二)により大井派の優勢な機関である臨時評議員会を廃止したのである。

また星は大会議長をつとめた党大会で条約改正取調委員五名自ら指名し、四月の党大会までに取調べることを決めることに成功した。委員は三崎亀之助(香川県選出、旧愛国公党)・松田正久(佐賀県選出、旧九州同志会)・植木枝盛(高知県選出、旧愛国公党)・伊藤大八(長野県選出)・加藤平四郎(岡山県選出、旧愛国公党)の五人である。⁽¹⁷⁾ この件は一月二三日弥生倶楽部集会で、星亨が条約改正の建議案に関する説明を行い、先述の五名と星が調査にあたることになった。⁽¹⁸⁾ 弥生倶楽部が党大会で決まった五人の条約改正委員に星を追加したことは、弥生倶楽部(立憲自由党代議士会)が党大会に準ずる機能を果たし始めたことであり、一八九一年一月下旬には自由党が本格的に議員中心の政党として動き出したといえよう。なお条約改正委員中、三崎・植木・加藤の三人は二月下旬に立憲自由党を脱党し自由倶楽部に参加する旧愛国公党系代議士で、彼らの条約改正問題への関心と高さとは星とのつながりの深さが再確認される。星は党大会における党の組織改革を成功させるため、党大会前日の決議にも査定案支持を明示し、大井派を納得させた。⁽¹⁹⁾ したがって党大会前日の協議会(星が議長に選出される)では、各地方出京の代議員は其地方選出の帝国議會議員をして吾党党議として決議したる予算委員査定案に同意させるよう尽力すること、各地

方代議員は吾党党議と決定したる予算減額に対し、各自地方の輿望を其地方選出議員に示すこと、各地方代議員は各議員が予算減額に対する意見を其選挙区に報道することを決議した。⁽²⁰⁾

星は自らの政策を実現するため、党を代議士中心に中央集権化の方向で組織変えし、星がその中枢を掌握することをまず目指した。そうして星は代議士の査定案支持の姿勢が弱まり、大井派が衰退するのを待てば(その理由は第二章3節などで述べた)、星が主導権を握って上から下への指令で党の方針を妥協に転換するのは容易と考えたのであろう。また解散にさえ至らなければ、当面強硬方針を維持し、山県内閣に圧力をかけることは、彼らに立憲自由党の実力を示し、将来に渡って政党の政治参加の拡大などで譲歩を引き出すため意味のあることであった。

こうして一月三〇日立憲自由党代議士総会で、査定案と「中和説」(前出。中軟派・帝国ホテル派案ともいう)の二案のうちいずれを党議となすかを採決し、大多数で査定案支持を再確認した。(八一)名代議士と板垣および党幹事が出席。⁽²¹⁾

この段階で、星の実施した立憲自由党への指導原理を追認する形で示されたのが板垣の党組織論であった。⁽²²⁾ 板垣は一月二一日段階で政党が議員を制肘する弊害を論じており、二四日の東京市三縁亭における立憲自由党の集会において、今後の自由党は議員と候補者を「要素」として全国各地に鞏固なる団体を設けること、之を連絡する中央部は一致の運動を指導すること等の構想を示した(星・大

井らの党幹部ら八八名出席⁽²⁾。立憲自由党の地方団体については星は明確に言及していないが、党中央に強い指導力を確立して議員を統制し、議員中心で党をリードすることは星が第一議會会に対応する中で示してきたことであつた。

したがって二四日の板垣の演説に対し、「伯ノ演説ハ各議員ヲ敬服セシムル程ノ価値ナク、一方ヨリハ伯ハ老耄シタリ、徒ニ小不平ヲ鳴シ前後撞着ノ言ヲ為スト言ハシメ、又一方ヨリハ何故ニ伯ハ今一層現政党组织ノ不備ヲ切言セサリシヤト思ハシメタル位ナリシト云フ」と、党内の反応は冷ややかであつた。

板垣は二月一日築地寿美屋で開かれた立憲自由党の代議士・役員懇親会においても、次のように立憲自由党が幹部の指導に服し、統一した動きをする必要性を論じた(八〇余名出席)。

「政党的運動は恰も戦争の如し、戦陣に於て士卒たるもの一々將校の軍略を聞かずして進退せるが如き事あらば、遂に軍機を失して勝を制する能はざるべし、政党も亦た之れと同じく黨員全体に向つて党略を談じ而して後ち運動を始むるが如き事をなさば、常に他党の為に制せらるゝに至るべしと、創業守成の境遇により其運動の方針を変更せざるべからざる」。

これらは星が実地に行っている運動路線を板垣が承認し推奨する効果はあつたが、内容において何も目新しいものはなかつた。

以上述べてきたように、星は表面上査定案支持を公言することに、立憲自由党の議員統制や組織改革を立案し実施する立場を得

て、党の主導権を確保しつつあつた。また裏面では、陸奥宗光農相や旧愛国公党主流派を含んだ政府との妥協工作の一端を担つていた可能性が高い。

2、壮士の分解と大井派再建への模索

一八九〇年一二月以来、二七会や壮士の活動は大井派の立憲自由党内への影響力を増大させたが、自由党の乏しい財政に大きな負担を与えた。それは一八九一年一月末段階で、

「自由党カ壮士ノ為メニ支出セシ費用ハ今ヤ千二百円ノ多キニ上ホリ、議員若クハ代議員ヨリ徴取セシ金額ハ殆ント仕払尽シタルハ、来ル四月大阪ノ大会迄之ヲ持続スルハ極メテ至難ナレハ、此際何レヨリカ借入レヲ為サ、レハ持続ノ見込ナシト云合ヘリト聞ク」という状況であつた。

党財政が逼迫する中で、東京に近いため人数的にも多くなる主流派の関東壮士と他地域の壮士との内紛が生じてくる。一月二二日関東壮士長谷川逸刀・鈴木専蔵・青柳金太郎ら二十余名は、石塚重平(壮士担当の党幹事)に、「関東青年カ自由党ニ尽シタル功蹟ニ至リテハ今更言フヲ要セス、今後モ亦緩急相応スルニハ必⁽³⁾関東青年ノ力ニ依ラサル可カラス」として、府下に関東壮士のための寄宿舎を設けるための寄付金一五〇〇円を求めた。石塚らは、関東壮士の求めに応じると、東北、九州の壮士も同様の要求をしてくるであろうから、すべてに応じるのは財政的に困難であるので、全国青年者寄

宿所設置という名義で三〇〇円を二ヶ月に分給することにした。これを聞いた関東地域外の壮士たち、青木十三郎・長塩亥太郎・村田豊(常議員、二七会員、滋賀県)・奈良誠之助らは、「関東青年ノ跋扈事ノ茲ニ及ヒタルヲ怒リ」、文武館を設立し広く立憲自由党の青年を寄留させるとの理由で、関東派壮士への石塚幹事の前約を破らせようとした。こうして立憲自由党に属する壮士は分裂の様相を呈してきた。前年九月段階で壮士数百名の育成構想をもち、院外団の二七会→壮士に大きな影響力をもってきた大井も、壮士間の対立を調停できなかつた。

このため壮士、二七会ともに一月下旬に入ってから目立った活動をしなくなる。二月二日の二七会会合で、大井直系の小久保喜七は議員と院外会員との折合もついたので二七会を解散し必要の際は再び再興することを提案し、佐藤晋録は存続説を主張し解散に反対した。この夜は出席会員が少なかつたので決を取らなかつた。二七会は次の七日の会合で解散を決めた。わずか二ヶ月余りの活動期間であつた。

一月下旬になると大井は全国の立憲自由党の院外者を基盤とする運動形態をあきらめ、関東地方を中心に東北地方とも連携して、院外会員を代議士と同様に重視した活動を強めることで、党内での影響力を再確立しようとした。これは地価修正運動などを契機に立憲自由党内に再形成されてきた東北・関東・四国・九州などの地域的連合の空気を大井の方向に向けて利用し、党組織の再編成を図ろう

というものであつた。次の新聞記事はその早い現れである。

「大井派の組織論は」関東十州を一団体として東北七州を一団体として九州は九州、四国は四国、皆その地方それらの団結して之か上に一大連鎖を設けて一大党の組織となすに在るものにして、地方的団体を重として必要とするものなり。

大井派主流は二七会解散を提起する前日の二月一日、関東十州協議会並懇親会を東京市の富士見楼で開催した。会員は百五〇余名で斎藤珪次(常議員、埼玉県)が開会の趣旨を述べ、大井を会頭とし、瀧沢助三郎(常議員、二七会員、長野県)を説明員として次の六ヶ条を議決した。それは、(一)東北と連合懇親会を開くこと、(二)予算査定案に対し一定の運動を為すこと、(三)毎月第一第三の土曜日午後六時より例会を開くこと、(四)毎府県より二名の委員を選出すること、(五)全委員中より三名の常任委員を互選すること、(六)事務経費は毎月各府県より金三円宛出金することである。二月三日関東十州会の委員は、東北と連合の件、登記改正の件等を協議し、各府県よりの委員中から瀧沢助三郎(前掲)・小久保喜七(茨城県、二七会員)・長坂八郎(群馬県、党常議員)の三人を常任委員に選んだ。

二月一日段階の関東十州協議会の委員(東京のみ未定)の顔触れの特徴は、第一に立憲自由党代議士は茨城県の森隆介と栃木県の横堀三子の二名のみで、関東代議士の会への積極的な参加がないと推定されること、第二に常議員はかなり参加していること(委員未定の東京を除き、立憲自由党創立直後の関東十州関係の常議員八人中

五人が参加)、第三に当然のことながら二七会員として大井派の中核をなしていた村田豊(常議員、滋賀県)・中西光三郎(常議員、和歌山県)・前川虎造(和歌山県)など関東地域外の者は参加していないこと(彼らは二月一〇日の関西会設立準備に参加)である。すなわち大井派は関東地方の立憲自由党常議員、旧二七会員―壮士を中心としたものに縮小されていったといえる。

3、査定案支持派の敗北と予算の成立

二月に入ると星と大井の対立が深まった。それは星が政府に対して裏面では宥和的であることが大井に察知されたからであろう。しかし大井派は一月下旬から急速に衰退しており、正面から星を攻撃する実力はなく、次のように星と板垣の離間を図ることや、「星ノ非」(陸奥農商相との関係などの暴露であろう)をあげて星を失脚させる以外手はなかった。

「大井憲太郎の小久保喜七らへの談によると」先ツ板垣伯・星亨ノ兩人ヲシテ隙ヲ其間ニ生セシメハ、板垣伯ハ不平憤懣ニ堪ヘスシテ必邸ニ閉居スヘク、星ハ益々時ヲ得テ威ヲ党中ニ振フヘシ、是ノ時ニ乗シテ星ノ非ヲ拳ケ弾劾スル所アラハ星ハ必政海ヲ退クニ至ルヘシ、板垣伯退キ星去ラハ立憲自由党ハ二分乃至三分スルハ必然ナリ、故ニ破裂前ニ於テ党中有為ノ士ヲ抜キ先ツ立脚地ヲ鞏固ニセント云フニアリ」。

つてゆくことは陸奥との関係で大井派の攻撃を受ける恐れがあり、きわめて危険であった。星は旧愛国公党系の中核分子が密かに政府との妥協に走ることを期待したと思われる。後述するように、同年二月に天野動議を支持しいわゆる「土佐派の裏切り」を行い脱党した旧愛国公党系や、その関連で脱党した板垣に対し、星は三月の党大会で板垣を復党させ自由党の総務(総理)にすることや、脱党して同年三月に自由倶楽部を作っていた旧愛国公党系議員を一二月に復党させることに尽力したことがそれを傍証している。

衆議院においては二月に入ると予算問題に関連して憲法第六十七条の解釈が大きな問題となってきた(条文は「はじめに」参照)。

この解釈は次の二つが現実的に問題となった。

(一)、議会の意思を決定する前に於て政府の同意を要する。

(二)、議会の意思が確定した後には於て政府の同意を要する。

二月五日松方蔵相は、憲法第六十七条に関する費目を廃除または削減しようとするにあたっては、その確定前に一院ごとにそれぞれ政府に向かって同意を求めるとの正当の順序であるとの考えを述べ、坪田の動議の解釈(注②)を支持し、二月一〇日山県首相もその見解を確認した(一)の解釈)。この解釈によると、衆議院は第六十七条に関する費目を廃除または削減した予算を通過させ政府が議會を解散するなら総選挙で国民の判断を仰ぐという戦術をとれなくなる。政府と査定案で対決しようとする立場からは、第六十七条関係の予算が衆議院・貴族院両院を通過した後、政府の同意を求める(二)

の解釈が最も好都合であった。もし衆議院と貴族院が対立し予算が成立しなくとも、直ちに困るのは政府であり、衆議院は予算を武器に政府と対決することができた。

二月四日桂太郎陸軍次官が竹内綱に、「過日夜含雪〔山県有朋―伊藤注〕之邸之会合者政府委員連中より相迫り最早強硬主義ニ出而解散之覚悟を極候」と述べたように、二月に入ると山県内閣は解散も辞さない強硬姿勢をちらつかせるようになった。二月一六日衆議院本会議で、山県首相・松方蔵相は国是の実行を妨げるような経費の削減には同意を与えることができないとし、もし不都合な議案が成立する場合は、政府は不同意を表明し、その意思を貫徹するため適当の処分をとらざるを得ないと、言外に解散の意を漏らし、衆議院側を牽制しようとした。

しかし、山県内閣を法律解釈の面で支え枢機に關つていた井上毅法制局長官によると、次のように山県内閣は前途への十分な自信を有しておらず、天皇も議会で政府と民党の対立を憂慮していた。

「一昨十八日依召参内仕候処、議会の経過を被聞召度との聖旨に、自由党、改進黨多数兵糧攻めの計略、政府不振前途可憂の景況、逐一不憚奏聞仕候へは、殊の外宸慮を被惱候」。

事態は二月一九日に大きな変化をとげる。翌二十日の衆議院本会議へむけ天野若圓代議士（岐阜県選出、大成会）が、「憲法第六十七條に規定したる三箇の歳出に付、本院に於て廢除削減せんと欲するときは、本院確定議前に政府の同意を求むべし」との動議を出そ

うと動き出したことである。この動議はすでに述べた二月に入つてからの山県内閣の憲法第六十七條解釈に従おうというものであり、事実上予算委員会査定案の再検討を意味するものであった。密偵情報によると、次のように旧愛国公党系中核分子は動議に同意し板垣も支持していることが注目される。

「明日天野若圓ヨリ提出スル緊急動議ヲ成立セシメントスルニ付テハ軟派ノ人々非常ニ奔走シ、立憲自由党ノ議員中三崎亀之助、林有造等ハ已ニ同意シタリ、是ニ板垣伯カ此動議案ニ賛成シ」、「立憲自由党ノ議員中旧愛国派ハ皆之ニ同意シ、明日ノ動議採決ニ至ラハ自由党ノ議員中三十余名ハ必ス之ニ賛成スルノ傾向アリ」。

この天野動議の発想が右の史料のように天野（大成会）周辺から出たものか、それと異なり板垣（旧愛国公党系の立憲自由党）周辺からか、星からか、陸奥農商相からかは今のところ史料上の制約で明らかでない。井上毅法制局長官は、「天野之動議ハ、元來、板垣氏之平和之持論ヨリ自由党諸氏之アドワイズニ而起候由、タシカナル報知ニ有之候」と、板垣と立憲自由党員の発議によるものとみている。また井上は「陸奥は板垣との間に密かに骨折候」と、陸奥が何らかの形で天野動議に深くかかわっていると判断した。

さて、二月二〇日衆議院本会議で、天野若圓提出の先述の動議は大成会など政府支持派と立憲自由党から二四名の賛成を得て、一三七対一〇八で可決された。この動議成立に協力した自由党代議士は二月二四日脱党し、三月中旬に自由倶楽部を結成した。自由倶楽部

には二九名の代議士が参加した。自由倶楽部への参加者は、林有造・片岡健吉・植木枝盛・加藤平四郎ら旧愛国公党の中核メンバーが中心で、四国と関東地方選出者が多い。板垣退助も二月二十六日に脱党した。自由倶楽部に参加した代議士たちは板垣を盟主と仰いでおり、またリーダーの多くも高知県出身であったので、天野動議通過に協力し自由倶楽部に参加してゆく集団は、二月下旬頃から土佐派と呼ばれ始めるようになった。すなわち一八九〇年代の自由党土佐派の原型は、民権運動以来の人脈を受けつぎ、旧愛国公党系以外も含めこの時点で新たに形成されたといえる。土佐派の基本姿勢はすでに述べてきたように藩閥政府との妥協による政党勢力の政治参加の拡大と列強との対峙(条約改正の実現・軍備の充実)である。なお、板垣をはじめ土佐派の人々は原則的に高知県や他の代議士の関係地域の地域利害にこだわることに積極的でなく、地域セクシヨナリズム的な否定的イメージを伴う土佐派という呼称を自らは使わなかった。

ところで、衆議院は天野動議に基づいて予算委員会査定案を山県内閣に同意の請求をしたのに対し、二月二四日山県内閣は査定案拒否を通告したので、衆議院側は特別委員を選任して政府と折衝することにした。特別委員側は七五〇万円の削減を主張し、政府側は五三〇万円程度にとどめようとし交渉は難行したが、結局六五一万円(特別会計の削減額二〇万を含む)削減することで妥協が成立し、三月二日衆議院本会議で賛成一五七対反対一二五で可決された。そ

の結果、一八九一年度予算案歳出要求額八三三二万余円は七七〇一万余円に、特別会計鉄道作業費三一九万余円は二九九万余円に修正された。貴族院も三月六日衆議院修正通り予算案を通過させ、第一議會は解散することなく、七日に会期を終え八日の閉院式をむかえた。

天野動議が衆議院で可決されると、査定案支持をスローガンに党の統一を保ってきた立憲自由党は、緊張感を失い混乱してゆく。天野動議を通過させた衆議院多数派が同院を制している限り査定案は衆議院すら通過できないのは明らかであった。また前年一二月以来予算削減に党の力を集中する行動をとってきたが、会期も残り少ない中で新たな法案で成果を上げることがほとんど不可能であった。

議會終了時の探聞情報であるが、「開会以来行掛リ二行掛リヲ重ネ波瀾ニ波瀾ヲ生シタルノ結果ハ今日トナリテ地租モ減スル能ハス、条例モ改正セルモノナク、數ヘ来レハ一ノ成績ト称スヘキモノナシ、茲ニ至テ茫然自失スルモノ最モ多シ、故ニ議員ノ多數ハ閉会後ハ長ク滞留セス忽ニ行李ヲ整テ帰途ニ上ルノ模様ナリ」との脱力感は、二月二〇日以降のものであると推定できる。

また立憲自由党の資金不足はさらに深刻化してくる。二月二五日自由党常議員会(於党事務所、幹事大井・重野・石塚と常議員三四名、衆議院議員二四名出席、星は出席せず)において、旧愛国公党系を中心とした脱党に関し地方黨員の動揺を防ぐため遊説員を派出することが提案された。しかし、「大井ハ常経費ニモ差支フルノ今

日ナレハ遊説員派遣ノコトハ事情ノ許サ、ル所ナル旨ヲ述ヘ、其末更ニ今回ノ成行キヲ印刷シテ全党員ヘ配付スルコトニ決シ¹⁵」た程度であつた。

星派と大井派の対立に資金不足が加わり、以下のようにに解党論さえ出てくるようになった。これは恐らく、すでに述べた第一議会の成果が乏しかったことからくる脱力感も作用していたと思われる。

「今ヤ自由党ノ運命ハ危殆ニ迫リ此際該党ヲ解散ス可シト云フモノアルニ至レリ、其説ニ曰ク吾党ノ現況ヨリ推ストキハ將來ニ於テ党勢ヲ挽回スルハ実ニ容易ノ業ニアラサルノミナラス終ニハ自滅ノ不幸ニ陥リ天下ノ笑ヲ招クヤ必然タリ」、「内ニハ星、大井ノ相争フアリ、外ニ吏権党ノ其隙ヲ窺フアリ、加之党費ノ欠乏ハ運動上ニ支障ヲ來シ、到底斯ノ如キ不規律ナル政党ヲ以テ政府ニ當ラントスルハ難事ナリ、寧ロ今日ニ於テ之ヲ解散シ更ニ真正ノ政党ヲ組織スルニ如カス¹⁶」。

結局、立憲自由党は資金に窮すると、「昨今ハ単ニ維持費調達ノ為メ全党幹事ハ主トシテ此ノ一事ヲ相談セリ、現ニ先日来ヨリ支払ヲ為スタメニ星ヨリ一時金五千円ヲ借受ケタル¹⁷」と、星に頼るより外に手段はなかつた。星は前年一〇月に欧米旅行にほとんど金を使い果して帰国した代言人である。まもなく第一議会が始まり、星は立憲自由党の指導に多忙であることを考慮すれば、星自身で多額の政治資金を稼ぐことは困難であり、おそらく陸奥農商相がらみの金であろう。こうして星が第一議会中にもせた党指導の手に加えて

資金力の面からも、帰国後五ヶ月余りの星を自由党の党首にしよとの声すら出てくる。

「星ヲ以テ首領トナサンカ、大井ハ之ニ屈セスシテ遂ニ二分立スルニ至ルハ明ナリ、東北・九州或ハ服セスシテ去ルモノアラン、於是乎立憲自由党ハ九州ノ一部及東北ノ一部・北越・関東・関西ノ小部分ヲ以テ存立スルノ結果ヲ見ルヘシ、此団体タル大ナラスト雖モ其結合ヤ鞏固ナリ、其鞏固ノ結ヲ以テ運動セハ多少為ス所アルニ足ルヘシト言ヘリ¹⁸」。

星を立憲自由党の党首とすることは右のように党の分裂をまねく恐れがあつた。星は小党分立を避けるべきとの考えであり(第二章1節)、自ら強引に党首になる気はないはずである。党内でも分裂を望まない空気も根強く、板垣を迎えて党首とする考えや、九州(河島醇か山田武甫か松田正久)・関東(星または大井)・東北(河野)・北越(鈴木昌司)・関西(適当な人)等と各地方別に指導者を選び合議制で党を運営する構想も抱かれた¹⁹。

日本で初めての議会を終えて、議会前に試行錯誤で作られた政党組織が種々の問題を抱えているとみられたのは立憲自由党に限らなかつた。例えば民党系の『国民新聞』(二八九一年三月五日、六日)は、「民間党の大欠点」・「如何にして強大なる民間党を作らん乎」と題して次のように論じた。

「政党派の運動に於て、離間の行はれ、金幣の力あり、恐嚇の力ある」のはいうまでもなく、「民間党」の議会での一敗はそれも

関係していることは事実であろうが、「然れどもその大原因は、民間党自ら招くものあり、その大過失は実にその組織の不完全なるにあり」、「適ま二三の演説会あるも、全力を注ぎたるものにあらず、適ま地方の黨員を鼓舞せんがために出るものもあるも、区々一地方に限らる」ので政党の地方基盤の整備が必要である。また「民間党」の中央に「大首領」を求められない現状から、「新自由党、東北派、九州派、改進黨若くは何派にても」各々「其分派中の首領」を定め連邦制の大政党を作るべきである。

星はむろん右のような合議制の政党連合や民党合同に反対であるが、一月以来星が進めてきた立憲自由党の組織改革(第三章1節)の方向を、党が動揺し組織改革が党内外で問題になっているこの時期に党内で定着させる必要があった。星と対立する大井派も党の組織改革を行い劣勢を巻き返そうとしていた。それらが次節で述べるように立憲自由党大阪大会が四月一〇日から三月二〇日に繰り上げられた理由であった。

4、立憲自由党大阪大会と星―板垣路線の定着

三月八日立憲自由党は幹事星亨・大井憲太郎・重野謙次郎・石塚重平と代議士・常議員・在京黨員の主なもの二二〇余名が列席して協議会を開いた。まず、この協議会での決議は常議員会と同様の効力を有することが議決された。当日決まったことは、(一)四月一〇日の大阪大会を繰り上げ三月二〇日にすること、(二)大阪大会の後、各

地の請求に応じて黨員を各地方に派遣し党務を拡張すること(費用は各地方の負担)、(三)来る一五日東京に於て議会における立憲自由党の方針を明らかにするため大演説会を開くこと、(四)各地方においても代議士(「探聞」による)黨員(「国民新聞」による)は各々其地方に於て演説会を開き、又機関新聞を以て大に立憲自由党の目的及方針を發揚すること、(五)立憲自由党衆議院議員の互選を以て政務調査委員若干名を設け、本年の議会に提出するため万般の調査をなすこと等である。¹⁸⁾

特色は、地方での党基盤を強める運動は費用も含めてほとんど地方任せであり(二)・(四)、党の運営費にも窮している立憲自由党の状況が再確認できること、政務調査の責任は代議士がもつという原則を示し(五)、一月下旬以来代議士優位の政党であることが明確になっていることが(第三章1節)改めて確認されること、等である。

三月二〇日に繰り上げられた大阪大会に提出すべき党則改正案は、三月一三日党の常議員会で審議された。

決議された改正案の特色は第一に、「大会に於て推薦し本党一切の党務を総理す(任期は六ヶ月)」という、従来の幹事よりも強い権限をもった総務五名を設置し党の指導力を強化しようとしていることであった。この総務五人設置は一月一四日の常議員会で星の意向を受けて提案された総務三人設置とほぼ類似していた(第三章1節)。今回は東北・九州などから星独裁の猜疑心を招くことを避け、

支持を得るため人数を増加したと推定される。一月の常議員会では大井一二七会派は総務設置に反対した。しかし今回は大久保鉄作(元二七会員)が「時期尚早シト論シ」たが、「大井・星ノ口調ハ二人共ニ活発ノ運動ヲ為スニ付テハ必要ナリトノ意」であつたというように、大井派から強い反対が出なかつたらしい。おそらく大井は、壮士団が分裂し二七会が解散せざるを得なくなるなど大井派が衰退する中で(第三章2)、権限の強い総務の一員になることにより上から党を動かそうと考えたのであろう。また大井派は同派再建のため関東を中心に固め、各地方ブロックごとの連合体として立憲自由党を再組織することを一月下旬頃より考えており(同前)、五人総務制はその方向に合致すると判断したのであろう。なお原案では任期一年であつた総務の任期が決議案で六ヶ月と修正されたのは、杉田定一(福井県選出代議士・旧愛国公党)・鈴木昌司(新潟県選出代議士、旧大同倶楽部)・大久保鉄作ら各系統の設置尚早論を配慮したためである。

改正決議案の特色は第二に、常議員会を廃止しその代わりに、「総務の諮問に答へ若くは意見を提出す(毎月一回以上開会)」と権限が弱くなり諮問機関化した参務会を創設することである。参務会の構成員は「各府県党員より選出したる一府県二名の参務」である点は常議員会と同じであるが、両院議員は「本会に列席して意見を述べ及び可否の数に加はることを得」と可否の数に加わられるよう議員の権限を拡大した点は大きく異なっている。すでに一月の立憲

自由党臨時党大会で大井派の影響下にあつた臨時評議員会が廃止されてゐる。常議員会は院外者と議員で構成されており必ずしも大井派に好意的でなかつたが、星などの党幹部や代議士への抑制機能をもつてゐた。それが参務会という形で権限を縮小されようとしているのである。なお、参務員の構成に関し、原案では衆議院議員の候補者が就任する候補者組織であり、次のように星亨は支持したが、大井は強く反対し蒲生仙(鹿児島県選出代議士、旧九州同志会)・工藤行幹(青森県選出代議士、旧大同倶楽部)も大井を支持したので、特に候補者組織と明記しなくなった。

「参務員ノ設置ヲ候補者組織ト為セシ事ニ至リテハ兩人全ク反対ノ位置ニ立テリ、星ハ今日以后ノ政党ハ実行のニアレハ寧口無責任者ハ来ラサルニ若カス、故ニ参務ノ組織ヲ本案ノ如クニシ有力者ヲ招クヘシト言ヒ、大井ハ政略ナルモノヲ定メ発表スルトハ現在ト将来トヲ考ヘサルヘカラス、候補者組織ハ撰挙競争ノ際ニハ必要ノ党略ナルヘキモ、撰挙ニハ尚四年ノ間アル事ナレハ現今ハ之ヲ為サ、ルヲ可トスト言ヒ、蒲生仙、工藤行幹之ヲ賛成シタリト云フ」。

改正決議案の特色は第三に、「幹事は総務之を選任し総務を補佐し本党一切の事務を整理す」と、従来の事務員よりも権限を縮小された幹事二名や、「事務員は幹事之れを選任し幹事の指揮により庶務を担当す」という政治的機能を果たさない三名の事務員を置くことである。こうして党中央の事務処理能力の強化を目指した。

以上、三月一三日の常議員会では星の影響下で作成されたと推定される党則改正原案が若干修正されたが、星は彼の構想する代議士中心でしかも中央集権化された政党へむけ、大井派の抵抗を退け着实な歩みを示したといえる。

三月八日の立憲自由党協議会で決まった、三月一五日の自由党大演説会(東京・厚生館)においては、星亨と大井憲太郎は大衆の面前で公然と対立する様相さえ示した。

すなわち大井は「諸君と共に尽力すべきは内治の改正なり、次に条約改正をなして東洋に覇権を握るまでは諸君と共に帯を解かずして尽力せざるべからず」、「今日は東洋問題なり又内治の事に就ては煩多なれば略して言はず、兎に角猫の目の如く代はる国是は国是に非ず、宜しく今日の如き姑息手段を止めて政党内閣とするこそ国是といふべし」等と、従来の持論である急進的内政改革から条約改正・大陸への侵略というコースを再確認した。そして第一議會について、「三大自由」(言論・集会および政社に関する自由と保安条例の廃止)を唱え、選挙区の拡張を主張したが成果をあげられず、「予算案の質問に長日を費して政府の策略に陥りたり」と代議士を批判した。前年一二月段階で星は予算問題で政府と正面衝突することを避ける戦術的意味からも、条約改正問題を自由党の議會への主張の中心にし、治外法権に加えて関税自主権も改正要求に含めるように政府を督励しようとした。これに対し自由党が予算問題を第一の争点に据えたのは大井の指導による二七会の活動によるところが大き

い。むしろ大井は予算の削減額自体に関心があるのではなく、それを利用した倒閣を目指したのである(第二章2)。しかし一月中旬以降に代議士や自由党を実質的に指導したのは星であり(第三章1)、大井は自らの関係にふれずに間接的に星を批判したのであった。

これに対し星は、立憲自由党が国会で政府予算を修正して査定案を作ったのは天下の与論が政費の削減を求めているからであり、これらは政党の運動として意義あることで民権の伸暢にもつながると反論した。

大井が、主流派となった星に挑発的な行動をとる中で、杉田定一(福井県選出、旧愛国公党)・松田正久(佐賀県選出、旧九州同志会)・山田武甫(熊本県選出、旧九州同志会)・河野広中(福島県選出、旧大同倶楽部)・板倉中(千葉県選出、旧大同倶楽部、旧愛国公党にも近い)らは脱党している板垣退助と会見し、板垣を自由党に迎え一人のみの総理を設置しようと考えようになった。星は、「星モ出立ノ日迄ハ更ニ知ル所ナカリシ、而シテ星ノ之ニ関係スルコト、ナリシハ去十六日河野ト出会セシ時ニアリ」と、相談が固まる一六日まで知らされなかった。一七日午後立憲自由党の主な人物が河島醇(鹿児島県選出、旧九州同志会)の宅に会合しこの件の打合せをした。「大井ハ「大阪」出発ノ途次汽車中ニテ之ヲ聞知シタリト言フハ事実ナルカ如シ」とあり、大井は一九日に大阪に到着しているので大井にはこの計画は秘密にされたようである。

板垣一人総務制が計画された第一の理由は、この計画が最初旧大

同倶楽部・旧九州同志会・旧愛国公党(大部分脱党)の有力者の間で相談に上り、星が後で知らされたことから、板垣を一人総務に迎えて、五人総務制になった場合の星の勢力が強大になりすぎること抑制するためであろう。第二の理由は、わずかの間に党最大の實力者に伸し上がった星と、衰えたとはいえ関東や院外黨員に隠然とした勢力を有する大井の対立で五人総務制が機能しなくなることを恐れたためであろう。星の門弟であった野沢雅一(元二七会員)が「先生」星を奮起し、誓いて分権説を排し一統制を建てんと欲し、まず板垣伯に意を通じその承諾を得、また密かに同志者を糾合して約束を固め歩調肅然大坂に向え」と記しているように、星も元来の主張である大政党維持や、脱党し自由倶楽部を作った土佐派の復帰のためにもこの計画に賛成したと思われる。

新方針で大阪大会のリードをしたのは星亨幹事であった。まず三月一九日大会前日の協議会が大阪市中の島洗心館で開かれた(幹事四名他一一一名出席、議長は年長の和歌山県代議士中西光三郎)。幹事の一人が一二日の常議員会で決議された党則改正案を提出して協議に入ると、星は党名から「立憲」の二字を削除すること、「総務五名を置く」とあるのを「総務一名」と修正し党が機敏の運動を行えるようにすることの二点を提案した。

前者は立憲改進黨との合同の可能性を閉ざそうとするもので、簡単に了承された。後者については小久保喜七(茨城県、旧二七会員)・村田豊(常議員、滋賀県、旧二七会員)・望月文修ら大井派を中

心に反対意見が続出した。星は総務五名の原案を一名に修正できなければ大に決心する処ありとまで応じた。しかし当日は議決することができず、各府県出席者中より一名ずつの打合せ委員を選挙し、各府県ごとに意見を定め、翌二〇日午前八時までに打合せ委員会を開いてその議決により総務の数を定めることになった。

大井派は「其「大井の」部下ナル少壮ノ徒ハ全力ヲ尽シテ遊説ヲ試ミタ」結果、総務一名設置に愛知県・神奈川県・滋賀県・岐阜県・埼玉県・静岡県・和歌山県が反対に決まった(和歌山県は賛成したともいう)。二〇日の打合せ委員会では大井憲太郎(大阪府)・小久保喜七(茨城県、ただし茨城県の打合せ委員は大部熊)・高橋(埼玉県の打合せ委員の高橋安爾か?)が総務一名設置に反対を試みたが、三二人の委員中七人の反対者があったのみで可決された。

こうして三月二〇日大会直前の協議会や午後からの大会において、総務一人設置について大井派から批判があったが多数の賛成で設置が決定された。大会において決定した主な点は、

第一に、総務(総理ともいう)一名が設置され、「本党一切の党務を総理す」という(一二日の常議員会案の規定と同じ)、従来幹事よりも強い権限が与えられたことである。その選定も常議員会案では「大会に於て推薦し」であったが、大会決定では「大会に於て進退し」とより地位が安定したものとなった。任期は六ヶ月と一応定められているものの、これにより大会で特に異論が出ない限り継続して総務であり続けることができる。総務には幹事を通して

再入党を承諾した板垣が予定通り選出された。

第二に常議員会が廃止され、常議員会よりも権限の縮小された参務会が設置された。また参務会では議員が可否の數に加わることができるようになり、議員の権限がさらに強化されたことである（参務会の規定は一三日の常議員会の決議と同じ）。

第三に、幹事三名を置くことになったが、従来の幹事より権限の軽いものになり、事務員三名も事務処理役にすぎなくなったことである（幹事に二名が三名設置になった以外、幹事・事務員の規定は一三日の常議員会の決議と同じ）。

この他、党名の「立憲」を削除し単に「自由党」とすることも決まり、また星の提議で条約改正につき一一名の全権委員が選挙された。当選者は星亨・大井憲太郎・河野広中・新井章吾・河島醇・石田貫之助・松田正久・杉田定一・東尾平太郎（大阪府選出代議士・旧大同倶楽部）・鈴木昌司・駒林広運（山形県選出代議士・旧大同倶楽部）である。自由党内の有力者を網羅しており、星の条約改正問題への変わらぬ熱意が理解される。

ところで、自由党の一人総務に就任した板垣退助は星を中心に達成された大阪大会の党組織改革に次のように十分に満足しているわけではない。

「板垣伯ノ自由党総理ヲ承諾シタルハ大会ノ決議ニ満足シタルニアラスシテ、実ハ情実上一時ノ承諾ニ止マルモノナレハ、必ス來ル八月頃ヲ以テ黨員ヲ召集シ其意見ヲ衆議ニ諮フ事ナルヘシ、故ニ

今回伯カ政党组织ニ関スル意見ヲ世ニ表白セン為メ自由新聞ノ紙上ニ掲載セシメタルハ則ち大会決議ニ満足シタルニアラサル事ヲ世人ニ示サントノ意ニ出テタルモノナリ」。

板垣が大阪大会後に公表した政党组织に関する意見書で星の構想にない主なものは、総務（総理）―各政務調査部長―代議士―一般黨員というヒエラルヒーを中心とした党组织である。板垣によると、「党中ノ議員ヲ各部ニ分チ以テ行政各省ト相對スヘシ、各部ニハ部長ヲ置キ、部長ハ総理ヲ輔佐シ総理ハ各部長ト協議シテ党議ヲ定メ党務ヲ施ス事恰モ総理大臣ノ各省大臣ニ於ケルガ如クナルヘシ」、「政務ノ調査ハ各部ニ於テ之ヲ分任シ、又々議場ノ發言弁論等モ多クハ其分任ノ各部議員ニ於テ之ヲ為スヘシ」と、彼の目指す党组织構想は代議士の政策審議や立案の分担を基準に党内を分け、その各部の責任者である部長が板垣を補佐する党最高幹部を構成すると共に、シャドーキャビネットを作ることである。この板垣の構想は同年一〇月の党大会で党组织として一応定着するが、強固な藩閥に対して提携交渉を優先させるのが現実の政治の流れとなる中で、政務調査部長が最高幹部を構成する制度は十分に機能せず、一八九三年三月の党组织改革で政務調査部長が非有力者の実務家となって最終的に生命をなくしていった。現実感覚に富んだ星はこのような制度は実践的でないと判断したことであろうが、党の統一のためには板垣の象徴的存在は重要であり、当分は板垣にやらせることにしたのであろう。

いずれにしても、星は第一議會をへて、星―板垣体制という形で自ら構想した代議士中心の中央集権的な党組織を作りつつあったこと、旧愛国公党の中核と陸奥農商相と裏面で連携して第一議會の解散を避けたこと等で、条約改正問題を次の課題として残したものの、一応の満足感をもったといえよう。

- (1) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探問、一八九一年一月二日(『中山寛六郎関係文書』)。
- (2) 同右、一八九一年一月二三日。大江卓宛竹内綱書翰、一八九一年一月二日(『大江卓関係文書』、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (3) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探問、一八九一年一月二日。
- (4) 同右、一八九一年一月二日。
- (5) 一八九一年一月一日から二〇日までの『自由新聞』は名古屋大学法学部所蔵マイクロフィルム(東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵と同じもの)では欠号となっている。自由新聞は「旧愛国公党ノ機関即板垣伯カ隠密裡ニ統率スル所ナリ、部將ニハ栗原亮一、加藤平四郎、中江篤介等アリテ筆ヲ執リ堀越寛介其社長タリ、資金ハ株主アリ略ホ株式組織ニ類スレトモ其実ハ有志醸金トモ云フヘキ有様ニテ、初号発刊ノ当時ハ資金少ニシテ維持方頗ル困難ヲ極メシモ、社長堀越寛介ナルモノ埼玉県下有名ノ豪家ニテ金力モアリヲ融通シモ差支ナキカ為メ、一時私金ヲ出シテ其費用ヲ繰換ヘ維持継続セシカ為メ暫次声価ヲ揚ケ、議會開場以來ハ其発行紙數大ニ増加シ昨今ニテハ一万三千枚余ヲ印行スルニ至レリ」(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探問、一八九一年一月二日)。
- (6) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探問、一八九一年一月二日、『国民新聞』一八九一年一月二日。
- (7) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探問、一八九一年一月二日、『国民新聞』一八九一年一月二〇日、二二日。
- (8) 大江卓宛竹内綱書翰、一八九一年一月二日(『大江卓関係文書』)。
- (9) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探問、一八九一年一月二日、番外一。一二月二八日の常議員会の決議は『東京日日新聞』一八九〇年二月三〇日参照。
- (10) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探問、一八九一年一月二日。
- (11) 同右。
- (12) 同右。
- (13) 同右、一八九一年一月二六日。
- (14) 同右、一八九一年一月二七日。
- (15) 星は一月一七日になると彼ら四幹事と二〇名ほどの議員が協議した結果により、自ら「持田若佐ヲ伴ヒ議場ニ出張シテ意見未定ナル議員ノ所見ヲ叩キ彼ノ前ニ報告セシ連判状ニ記名セシメン」としたという。このように「星亨等ガ非常ノ奔走ニ依リ硬派説ノ

多数ヲ占ムルニ至」った(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九一年一月一八日)。

- (16) 『自由新聞』一八九一年二月三日、『国民新聞』一八九一年一月二二日、二月三日。

(17) 同右。

- (18) 『国民新聞』一八九一年一月二四日。

- (19) 『自由新聞』一八九一年二月三日。

- (20) 『国民新聞』一八九一年一月三一日。

(21) 従来の立憲自由党の組織に関する研究は、星による党指導の実際の分析が不十分で、新聞等に発表された板垣の組織改革論を中心に論じたため、板垣が星以上に党組織改革をリードしたかのようないメージを与えている(前掲、烏海靖「初期議会における自由党の構造と機能」、前掲、小山博也「明治政党組織論」第一章)。

- (22) 『国民新聞』一八九一年一月二二日、二五日。

- (23) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九一年一月二五日。

(24) 『国民新聞』一八九一年二月三日。この記事によると、板垣のこの演説は「頗る会員に感動を与へたり」という。注(23)の演説と評価が異なるのは、演説の内容に新しいものが加わったというより、国民新聞の記者が査定案支持であること、一月三〇日の立憲自由党代議士総会で査定案支持が再確認されており、ここで党の軍隊的統制を主張する板垣の演説は、査定案に反対している旧

愛国公党の中核グループへの査定案支持の呼びかけに受けとられたことからであろう。

- (25) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九一年二月一日。

- (26) 同右、一八九一年一月二七日。

- (27) 『あづま新聞』一八九一年二月四日、東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵。あづま新聞は立憲自由党大井派の新聞。

- (28) 『自由新聞』一八九一年二月一〇日。

(29) 『国民新聞』一八九一年一月二六日。林有造(高知県選出代議士、旧愛国公党)が第一議会に特別地価修正案を提出すると、地価修正で地租が上昇し不利益を蒙ると予想される東北地方の代議士等が強く反対し、中国・四国など本州西部を中心とした関西地方の代議士等は地価修正推進の姿勢を示した(『国民新聞』一八九〇年一月二五日。一八九一年一月三日、九日、二月一〇日、一七日)。

- (30) 『自由新聞』一八九一年二月三日、五日、『国民新聞』一八九一年二月三日。

(31) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視総監の探聞、一八九一年二月六日。同前、一八九一年二月四日付探聞は、星は「政府ニ対スル急激手段ハ断念ノ傾キニ進メリ」、「板垣伯・河野広中等モ之ト同意見ニシテ」、「大井憲太郎ハ全ク右ノ意見ニ反対シ是非トモ政治ノ改良ヲ先キニセサルヘカラス」との考えであると、星の政府への宥和姿勢や星と大井の対立の深まりを察知するようになった。

(32) 『自由新聞』(一八九一年二月三日)には二つの他、修正の動議を提出する前に於て予め政府の同意を得ざるべからずとの解釈も一例としてあげてある。この解釈は予算委員会の大江卓、竹内綱らの解釈であったが、同委員会でも多数の支持を得られず一八九一年一月に入ると現実的な問題とならなくなってゆく。衆議院本会議では、一月八日末松謙澄(福岡県選出、大成会、伊藤博文系官僚)が予算案に関し衆議院で審議の結果政府の同意を求むべきものがあつたなら毎条逐項審議をして政府の同意を求めること等を提案し、初めて憲法第六十七条解釈が問題となった。これは全院委員会にかけられたが、毎条逐項審議して政府の同意を求めるという手続き上の繁雑さも加わり、弥生倶楽部(立憲自由党)や議員集会所(立憲改進黨)のみならず政府系の大成会からさえ反対が出て多数で否決された(『大日本帝國議会議誌』一、六三二―六四四頁)。憲法第六十七条解釈に伴う議事の進め方が衆議院本会議で本格的な論議の対象となったのは、二月五日坪田繁(岡山県選出、大成会)が緊急動議を出したことが契機であった。坪田は憲法第六十七条記載の歳出に関する廃除又は削減の議決は政府の同意を求める為の議決とすること、その同意を求める時期は衆議院に於て政府の同意を求める為の議決後直ちに之を求めることの二つを提案した。これに対し、安田愉逸(宮崎県選出、弥生倶楽部)・青木匡(兵庫県選出・議員集会所)等から、「帝國議會は其の全権を以て、六十七条記載の歳入を廢除削減するを得、但廢除削減の効

を奏するには政府の同意を要す、政府の同意がなくて帝國議會の決議は、直ちに効を有せぬと云ふ意味である」との第六十七条解釈から、「兩院一致して後に同意を求めて、決して遅しとしない」(安田愉逸)等と憲法解釈上の反論が出、坪田支持者からもさらに反批判が出され憲法解釈論議が次々となされた。最終的に坪田動議は賛成九三、反対一三八で否決された(同書、八二二―八三五頁)。この坪田動議をめぐる対立は、後述する二月二〇日の天野動議をめぐる対立と同様の構図をなしていた。

(33) 大江卓宛竹内綱書翰、一八九一年二月五日(『大江卓関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

(34) 伊藤博文宛井上毅書翰、一八九一年二月二〇日(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第一卷、塙書房、一九七三年、四一二頁)。

(35) 探聞、一八九一年二月一九日と推定。宛名と差出人なし。

(36) 伊藤巳代治宛井上毅書翰、一八九一年二月一九日、「渡辺得次郎文書」(井上毅伝記編纂委員会『井上毅伝・史料編』第四、国学院大学図書館、一九七一年、二九〇―二九二頁)。

(37) 注(34)に同じ。

(38) 『大日本帝國議会議誌』一、九七六頁。なお、『東京日日新聞』(一八九一年二月二二日)には天野動議への賛成者反対者の氏名が掲載されているが、反対者の氏名が一名少なく記載されている。

(39) 前掲、『種木枝盛日記』一八九一年二月二四日、二六日。自由俱

楽部の設立月日ははっきりしない。脱党代議士の一人植木によると、二月二五日に「自由倶楽部を設置することを約す」(同書、二月二五日)とあり、三月一〇日、一一日、四月一〇日、一三日、二八日等と自由倶楽部員の会合が開かれている。外部においても、二月二五日に立憲自由党を脱党した代議士たち二五名は自由倶楽部を作ることを決し、幹事に片岡健吉・加藤平四郎・板倉胤臣の三人を選んだとあり(『東京日日新聞』一八九一年二月二七日)、三月に入ると「立憲自由党新分離の土佐派員は昨日向島八百松楼に会合し将来の運動方法を議したり」、「爾後は純然たる政党を組織せず一派の社交倶楽部(議員のみに限る)様のものとして議場内外に勢力を維持すべしといふに在るが如し」と報じられた(同前、一八九一年三月六日)。自由倶楽部の創立グループに近い「自由新聞」は、「中村栄助、宮城浩蔵の二氏は自由倶楽部へ加入したり」(一八九一年三月一四日)と自由倶楽部の存在を前提とするような報道をし、三月一五日付で自由倶楽部の規約と趣意書及び大憲を掲げた。従って自由倶楽部は三月中旬に創立されたといえよう。

モノアルモノ、如シ」(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九一年一月一九日)、「板垣伯ハ十九日ノ午后ヲ以テ自由党ヨリ分離スヘキ趣意ノ書面ヲ同党ニ差出セリ、近來土佐人ハ自由党内ニ於テ其待遇宜シカラス」(同前、一八九一年一月二〇日)等である。その後「二月中旬に立憲自由党に一人の党首を置くかどうかの問題に關し」板垣伯ヲ以テ首領トナサハ旧愛國派ノ藩閥ヲ造出スル處アリ」、「伯首領トナラハ土佐藩閥ヲ造ルヘシト云フモノアル」(同前、一八九一年二月五日)と、旧愛國公党派の幹部に高知県出身者が多いことから、「土佐」という用語を冠したグループと旧愛國公党派とを類似したイメージでとらえるようになった。これは前年九月に立憲自由党設立後時期がたつて旧来の愛國公党・大同倶楽部・自由党・九州同志会というグループ分けが混然となつてきたことも関係していると思われる(『植木枝盛日記』で集会の記述に「旧愛國公党」との記載があるのは一八九〇年一〇月二一日が最後)。二月二〇日先述の天野動議が通過すると、「林有造、片岡健吉、小西甚之助」香川県選出、旧愛國公党一伊藤注、藤田孫平「福井県選出、旧愛國公党」、浜野昇「千葉県選出、旧自由党」、千葉禎太郎「千葉県選出、旧自由党」、藤野政高「愛媛県選出」の諸氏を始め旧愛國公党派所屬の輩―所謂土佐派―板垣伯旗下の兵」(『国民新聞』一八九一年二月二一日)、「土佐派の立憲自由黨員が分離したるに付き」(同前、一八九一年二月二六日)、「自由党ニシテ飽迄査定案ヲ固執シ一歩モ譲ラスト云フハ九州・

東北ノ人々ニシテ土佐派ハ総テ今後ノ相談ニハ加ハラスト聞ク」(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九一年二月二四日)、「最後ニ土佐派ノ裏切ヲ為セシニ」(同前、一八九一年二月二七日)等と、立憲自由党に所属していた旧愛国公党系の高知県選出代議士を中心に、天野動議の通過に協力して新たに形成された集団を、『国民新聞』などを早い例として土佐派と呼ぶようになっていった。右の例からわかるように、この中には旧自由党系(大井憲太郎派)であった代議士も含まれていた。また一八九一年二月末までの『大阪朝日新聞』は「土佐派」に類する呼称は一切使用せず、旧愛国公党系等の表現を用いていることから、土佐派という名称はまだ一般化していなかったともいえる。ところで一八九一年二月二五日段階の立憲自由党から分離した議員の内訳は、関東二二(千葉県五、埼玉県三、群馬県二、茨城県一、神奈川県二)、四国一〇(愛媛県四、高知県三、香川県三)、北信(福井県二、長野県一)、中国三(岡山県三)、東海一(三重県)であり、関東と四国が多く東北と九州はいない(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九一年二月二五日)。以上の関東・四国・東海などの地域区分は、のち憲政党から政友会期に確立する旧自由党系政党的地方団の地域区分によった。注目すべきことは土佐派全盛期の第二次伊藤内閣期の土佐派の地盤は、四国・中国・近畿と東海・北信の一部であり関東地方を含んでいないことで、この時期と大きく異なることである。それらの地盤の変動については別

稿に譲りたい。

(41) 衆議院・参議院『議會制度七十年史・帝國議會史』上巻(同院、一九六二年)一八二〇頁。

(42) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九一年三月八日。天野動議通過後に、「立憲自由党」議員蒲生仙、山田東次ノ如キハ最早議會ニハ出席セストテ自党ヲ言リ」などした(同前、一八九一年二月二一日)。

(43) 同右、一八九一年二月二六日。

(44) 同右、一八九一年三月八日。三月上旬に、「如何セン星一派ノ向背ハ未タ容易ニ知ルヘカラス、大井一派ノ危激ナル果シテ大事ヲ与ニスヘキ乎否ニ至テモ未タ亦明ナラス、要スルニ自由党ハ紛擾ヲ極メタリ」(同前、一八九一年三月八日)と、「星一派」というように星も派閥を有するようになったとの認識が探聞に初めて登場するのは興味深い。星は第一議會にむけての政党形成期に渡欧米しており星派を作ることができず、帰国後も背景とする派閥がないまま、すでに述べたように欧米で身につけた議會操縦技術と新しい政治構想、陸奥農商相からと思われる豊富な政治資金で立憲自由党全体をリードした。第一議會終了期になると、以上を背景に、派閥に無関係な代議士が多いこの時期の中での、比較的ゆるやかな派閥の結合が変動し、星のまわりに結集する人々が出てきたということであろう。

(45) 西郷従道内務大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九一年三月

五日。

(46) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九二年三月八日。

(47) 同右。

(48) 山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九一年三月九日。『国民新聞』一八九一年三月一〇日。探聞と国民新聞では議決内容が少し異なるが主旨は同じである。

(49) 『国民新聞』一八九一年三月一四日、『東京日日新聞』一八九一年三月一四日。

(50) 山県有朋総理大臣宛園田安賢警視副總監(警視總監代理)の探聞、一八九一年三月一四日。探聞も幹事の権限を強化した総務を設置しようとする理由を、「元来同党ノ組織ハ合議体ナリシカ為メ一事一物皆評議員会〔常議員会の誤り―伊藤注〕ノ議ニ付シ単ニ多数決ヲ以テ之ヲ処理セシカ故ニ善良ノ意見モ多数ノ為メニ圧セラレ、ノ弊アルノミナラス、事毎ニ議決ヲ経サレハ施行スル能ハサルヨリ往々時期ヲ過リ党勢ノ洪滞ヲ来ス事少シトセス、殊ニ既往ノ成跡ニ依リ觀察スレハ其多数ト称スルモノハ多クハ粗暴無責任論者ノ合意ニ出テ毫モ与論トシテ重ンスヘキモノナシ、於是從來ノ組織ヲ変更シ命令的ノ独任体トナシ、そうとしたと(同前、一八九一年三月一三日)、幹事―常議員会による合議制を変更して、五人の総務によるより強い党指導を期待したからと觀察した。なお、総務候補者として名前があがっていたのは、星亨(関東)・大井

第一議會期の立憲自由党(伊藤)

憲太郎(旧自由党、関東)・河野広中(旧大同俱樂部、東北)・

河野醇(旧九州同志会、九州)・鈴木昌司(旧大同俱樂部、北信)

・内藤魯一(旧自由党、関西〔東海・近畿・中国等で関西二二州会を作っていた、内藤は愛知県出身])・松田正久(旧九州同志会、九州)・山田武甫(旧九州同志会、九州)等である(同前、一八九一年三月一三日)。

(51) 山県有朋総理大臣宛園田安賢警視副總監(警視總監代理)の探聞、一八九一年三月一四日。

(52) 『国民新聞』一八九一年三月一八日。三月一〇日の探聞でも大井にとって条約改正問題はまず倒閣の手段としてあることを次のように示している。「要スルニ大井等ハ是非外交問題ヲ以テ現内閣ト勝敗ヲ決セントノ決心ヨリ、国ヲ枕ニシテ決戦スルノ覚悟ヲ為スヘシト説ケリ」、「大井は」現時ノ議員一人ノ談スヘキモノナシ、寧口議院外ニ勢力ヲ造リ大拳シテ一蹴シ必ス本年中ニ内閣ノ交迭ヲ促カスヘシト云ヘリ」(山県有朋総理大臣宛田中光顕警視總監の探聞、一八九一年三月一〇日)。

(53) 『国民新聞』一八九一年三月一八日。

(54) 山県有朋総理大臣宛園田安賢警視副總監(警視總監代理)の探聞、一八九一年三月二〇日、二四日。

(55) 探聞は、「総理ヲ置クヘシト主張スル論者ノ口実ハ若シ大阪大会ニ於テ総務五名ヲ置ク事ニ決シ、大井・河野・松田・星・鈴木等ヲ以テ之ニ充ツルトキハ独り威ヲ逞フスルモノハ大井ナリ、斯ク

テハ却テ党中ノ折合ヲ損スルニ至ルヘシト云フニアリ」(一八九一年三月二〇日)と述べている。一月以来勢力を衰退させている大井が「威ヲ逞フスル」というのは「口実」であり、大井を排除しようとしているのである。

(56) 野沢雞一編著、川崎勝・広瀬順晴校注「星亨とその時代」2(平凡社、一九八四年)二二五―二二六頁。野沢は星の査定案への裏面の姿勢を十分つかんでいなかった。

(57) 山県有朋総理大臣宛園田安賢警視副總監(警視總監代理)の探聞、一八九一年三月二四日、『国民新聞』一八九一年三月二二日、二四日。

(58) 前掲、探聞、一八九一年三月二四日。総務一名を設置するといふ考へには、大井派の他、東北地方など各地域の立場を重んずる合議制(五人総務制)を支持する立場からも抵抗があった。東北は河野広中を総務にしようとしていた。「東北ニテハ最モ激烈ノ議論アリテ秋田「打合委員は旧大同倶楽部の武石敬治代議士、旧大同系が強い県―伊藤注」ノ如キハ反対ノ甚シキモノニテ、青森「打合委員は旧大同倶楽部の菊池九郎代議士、旧大同系が強い県」ハ解党論ヲ説キ出スニ至リタル」と、総務一名設置に強い拒否反応を示した。しかし「河野広中ハ熱心ニ反対者ヲ論シ若シ此説行ハレサレハ余ハ万一総務ニ推選セラル、モ断シテ之ヲ辞スヘシトノ決意ヲ示シ、終ニ和熟シテ東北全体ノ意見ハ河野広中、重野謙次郎ノ二人ニ一任スル事トナリタルヲ以テ総理説ニ帰シタリ」と、

河野ら東北地方の旧大同倶楽部系領袖が総務一名説に引つ張っていった(同前、探聞)。

(59) 『国民新聞』一八九一年三月二三日、『東京日日新聞』一八九一年三月一四日。幹事には石塚重平(前幹事)・重野謙次郎(前幹事)の二名(一名欠員)、事務員は龍野周一郎(旧二七会員)・畑下熊野(旧二七会員)の二名(二名欠員)が総理より選任された(『自由新聞』一八九一年三月二二日)。幹事は前幹事から星・大井ら大物が抜け、事務員は院外団のリーダークラスとなった。

(60) 山県有朋総理大臣宛園田安賢警視副總監(警視總監代理)の探聞、一八九一年三月二四日。

(61) 同右、一八九一年三月二七日。

(62) 『自由新聞』一八九一年三月二六日。

おわりに

本稿では警視總監の山県首相宛の膨大な密偵情報(中山寛六郎関係文書)を初めて使用し、他の史料と比較して史料批判を加えることで、立憲自由党の動向や党構造の変化・政策を、従来よりも詳細に明らかにした。その結果、冒頭で述べた評価の高い二つの研究を中心とした従前の研究の事実認識に疑問を呈することができた。その一つは鳥海靖氏の研究である。鳥海氏が第一議会期(党大阪大会(一八九一年三月)・党東京大会(同年一〇月)までを中心に自由党の構造的変化をみることの重要性に着眼されたことは、初期

議會期が政党創成期であり議會運営の試行錯誤の時期であることを考慮すると、きわめて大きな意味をもつといえる。しかし氏の研究が政党機関紙の社説(しかも後日の回想的なものも含んでいる)等に大きく依拠したので、事実認識にかなりの曖昧さと不正確さを残した。

それは第一に鳥海氏のいうほど立憲自由党創立当初から大井派の勢力は強くなく、むしろ衆議院に議席という権利のある弥生倶楽部(代議士)勢力に引きずられがちであり、大井派が立憲自由党をリードするのは、長くみても一八九〇年一月上旬に二七会が本格的に活動を始めてからわずか一ヶ月余りの間にすぎなかったことである。その間ですら、大井派が十分に影響力を持ち得た党機関は臨時評議員会のみで、党幹事や常議員会は大井派の意向に従属していたわけではなかった。この点で鳥海氏のいう、党代議士集団(弥生倶楽部)対党機関(大井派)の対立、大井派優勢から大井派衰退という図式は、大井派の勢力に対する過大評価によるものといえよう。また本稿では従来定かでなかった大井派中の二七会の発生から解散までの動向や、大井派が政治資金の窮乏の中で一八九一年一月下旬以降急速に没落していったことを示した。

第二に、当初の立憲自由党には鳥海氏が指摘したように代議士中心の中央集権的な政党をめざす派と党中心の政党を目指す派との対立があったのではなく、弥生倶楽部の代議士を中心とした議員集団的な統制のルーズな政党でよいとする政党構想と、大井派を中心と

した党中心の政党を目指す構想との対立があり、大井派が代議士側の無統制に二七会や壮士を用いてつけ込み党の主導権を握りかけたとき、一八九一年一月星が代議士中心の中央集権的な政党構想を提出して党内をリードしていったことである。また議員中心の中央集権的な政党を創る発想は鳥海氏のいう如く「板垣・星派」の発想とみるより、星がまず実行したのを板垣が評論等で追認したととらえるべきである。この時、この時期の自由党の組織改革の問題は星のプランがしだいに党内に定着してゆく過程としてとらえるべきであろう。

もう一つの研究は坂野潤治氏の研究である。坂野氏が政治史を考える一つの基準として、憲法解釈論を提示されたことには意義がある。しかし政党的構造や政治過程との相互関係を十分に検討することなく憲法解釈論を中心に政治史を考察していることには問題があるといえる。本稿で示したように、なるべく議會を無事に終了するというところから、藩閥政府と対決し倒閣と政党内閣を目指すというところまで、リーダーや政治勢力によって異なる幅の政治戦略がまずあった。そのための戦術として一八九一年一月上旬頃から憲法第六十七条解釈が現実の政治問題になりだし、第一党である立憲自由党が予算委員会査定案支持を再確定した後、二月に入って憲法解釈論が本格的な問題となつてゆくのである。査定案支持で政府との対決姿勢を示す者たちにも種々な目的と硬軟の差があったことにも注目すべきである。大きく分け、大井のような倒閣の手段として査

定案を支持する者と、河野広中のように総選挙における支持者である地主層の要求を考慮した者との二つのタイプがみられる他、星のように党の主導権を確立する手段として一時的に支持するポーズをとる者もいた。しかも彼らは条約改正問題への対応方針から、各人ごとに政府への硬軟の態度が種々に異なる。坂野氏の指摘された、中江兆民に代表される「自由党左派路線」が政治権力集団としての実態をもって存在することを、本稿では抽出することができなかった。坂野氏が「中江兆民で言いたいのは、彼が偉大な一人の思想家であっただけでなく、その背後に自由党の左派をしたがえていたということ」(前掲、『大系日本の歴史・13』、月報、九頁)を主張するためには、さらなる実証が必要であると思われる。

すなわち本稿では、以上に代表される先行研究を再考察することを経て、当時の政治動向を規定した地租軽減と政費削減などの財政問題、条約改正問題・列強との対応問題などの外交問題という主要政策問題と、初期議会期特有の政党的組織形成問題を中軸に、第一議会期の立憲自由党について再検討した。星が大井派をしいに圧倒し立憲自由党の主導権を掌握してゆくのは、議会開会直前の一年半に及ぶ渡欧米により欧米の議会制度やその運営方法を、書物からのみでなく実地に臨んで見聞してきたことが大きく作用していると思われる。星に対し大井は一度も渡欧米することなく日本国内で不十分な書物から議会を考えていたのみであった。渡欧米体験の有無——とりわけ議会開会直前の——は、初めて議会が開かれた日本におい

て政党指導者の対応にきわめて大きな差異をもたらしたといえよう。代議士中心でしかも党幹部の権限を強める党組織改革の方向は星により定着していったのである。星は強固な藩閥に対抗して政党が政治権力を拡大してゆくための方法を提示したのであった。

また一方で星はイギリス等欧米で最新の流行であった帝国主義の空気を敏感に感じとって帰国し、日本がアジアで欧米列強に伍してゆくためには、朝鮮や状況によっては中国東部への植民地獲得も不可欠であるとさえ考え、第一議会終了以降も自由党の外交路線の再確定に大きな影響を及ぼした。このような対外認識は大井と類似していたが、星はまず日本の経済力を充実させてから対外侵略を考えたため、関税自主権の獲得も含めた条約改正を早期に達成しようとし、そのためにも藩閥政府との正面対決による政治混乱を避けようとした。そして党のリーダーシップを確保したうえで裏面で政府との妥協を目指したのであった。この過程で、遅くとも一八九一年一月中旬から後に土佐派を形成する勢力と連携したこと、欧米で身につけた議会指導の方法、陸奥農商相からと推定される豊富な政治資金は星の構想実現に大きく寄与した。こうして星は第一議会終了後の党大阪大会で、土佐派の盟主と仰がれる板垣退助を自由党総務(総理)に迎え、星—板垣体制という形で彼の政治基盤を固めたのであった。

なお、本稿では政策構想から第一議会期より藩閥政府と政党の妥協・提携を求める路線があり、それが立憲自由党の主導権を得て星

―板垣体制として定着したことを示したが、この観点からすると、冒頭で述べたような、党の統制と「地方名望家」に分配すべき利益の獲得問題を中心に、第四議會にかけての藩閥と自由党の接近を論じる鳥海氏の見解や、また憲法上の問題から第四議會以降藩閥と民党の妥協・提携を求める空気が民党（とりわけ自由党）に出てくるとの坂野氏の著名なシェーマは修正を要することになる。その問題も含め、自由党大阪大会以降から日清戦争期までの自由党を中心とした政治動向については別稿に譲りたい。